

令和 3 年秋の年次公開検証等の指摘事項に対する各府省庁の対応状況
(令和 4 年 10 月 21 日現在)

—目次—

令和3年秋の年次公開検証対象事業

・保健・医療等体制	1
・今後の円滑なワクチン接種に向けた課題の整理	4
・地域福祉活動支援	6
・子供の貧困・シングルペアレンツ問題	8
・子供を見守るためのデータ連携	14
・教育現場のオンライン化の推進	18
・基金（水産業競争力強化基金、まち再生基金）	22

令和3年「通告」対象事業

・分散型エネルギーインフラプロジェクト	24
・異能（INNO）vationプログラム	26
・いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（うち、SC、SSWの配置）	27
・インフラ老朽化対策（海岸保全施設）	28
・畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業	29
・かんがい排水事業	30
・石油天然ガス田の探鉱・資産買収等事業に対する出資金、石油天然ガス開発や権益確保に資する技術開発等の促進事業	31
・インフラ老朽化対策（河川施設・海岸保全施設・港湾施設）	34
・下水道事業（内水浸水対策、脱炭素化）	35
・治水事業（河川・砂防）	36
・地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業	37

令和3年秋の年次公開検証の指摘事項に対する各府省庁の対応状況
(令和4年10月21日現在)

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	保健・医療等体制		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時における保健・医療等体制の在り方については、新型コロナウイルス感染症から得た教訓を踏まえ、まずは、国、都道府県・保健所設置自治体の役割や、どの主体がリーダーシップをとり責任を負うのかといったガバナンス関係を明確にすべきである。 ・病床がひっ迫した問題については、病床の稼働率を向上させることが求められるが、そのためには、空き病床の把握と医療機関の役割分担、連携協力が不可欠である。自治体の成功事例から、軽症から重症、重症から軽快といった患者の症状の変化に応じた医療機関間の患者の円滑な受け渡し（いわゆる「上り」、「下り」の連携）が重要であることが再認識できたことから、行政、医療機関だけでなく、国民目線に立って病床の見える化を進め、医療機関間の連携促進を図るべきである。 ・また、病床確保のための補助金等の支援については、その在り方について検討するとともに、今後、よりの確な支援を迅速に行うためにも、医療機関の経営状況等の見える化（データ・ベース化）にも取り組むべきである。 ・なお、第5波において自宅療養者が多く発生したことを踏まえ、オンライン診療のさらなる活用についても検討を行うべきである。 ・国立病院機構等の公的病院の非常時における病床確保の在り方については、その機能や規模等も踏まえ、具体的に整理すべきである。 ・いわゆる「かかりつけ医」についての議論もあったが、医療機関の役割分担、自宅療養者の対応にも資することから、その在り方について検討を進めるべきである。 ・非常時の保健所長に求められる資格要件・権限についても指摘があったことから、その在り方について整理、検討すべきである。 ・なお、非常時に備えた地域完結型の保健・医療等体制の構築に必要な取組、国の支援の在り方について整理、検討すべきである。また、医療資源の分散化の是正に向けた取組、病床機能の在り方、病院の機能分化、人材確保等について、第8次医療計画等においても、具体的方策を示すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和4年10月21日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・非常時における保健・医療等体制の在り方については、<u>新型コロナウイルス感染症から得た教訓を踏まえ、まずは、国、都道府県・保健所設置自治体の役割や、どの主体がリーダーシップをとり責任を負うのかといったガバナンス関係を明確にすべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月に感染症法の一部を改正し、国・地方自治体間の情報連携に関する事項、国と地方自治体の役割・権限の強化等に関する事項等の規定を設けたところ。 ・政府としては、今後の感染症危機に対応できるように、病床や医療人材の確保を国や自治体が迅速に行えるようにするための仕組みなど、平時から感染症有事に備える取組について、より実効性のある対策を講じるための法的措置を速やかに検討することとしている。 ・感染症危機管理のあり方については、令和4年6月までに、感染症危機などの健康危機に迅速・的確に対応するため、司令塔機能の強化を含めた、抜本的体制強化策を政府全体として取りまとめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月に政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」を決定し、政府の司令塔機能の強化を含めた対応強化の方向性などを取りまとめた。また、令和4年9月2日に政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」を決定し、次の感染症危機に備え、感染の初期段階から効果的に対策を講ずるための司令塔機能の強化や保健・医療提供体制の方向性についての検討を行い、感染症法改正案等を国会に提出した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・病床がひっ迫した問題については、<u>病床の稼働率を向上させることが求められるが、そのためには、空き病床の把握と医療機関の役割分担、連携協力が不可欠である。</u>自治体の成功事例から、軽症から重症、重症から軽快といった患者の症状の変化に応じた医療機関間の患者の円滑な受け渡し（いわゆる「上り」、「下り」の連携）が重要であることが再認識でき 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県内の医療機関や救急本部との間で、病床の確保・使用状況を日々共有できる体制を構築するとともに、個々の医療機関におけるG-MISへの病床の使用状況等の入力を徹底すること（補助金の執行要件化）により、令和3年12月から医療機関別の病床の確保・使用率を毎月2回公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の病床確保計画、確保病床として位置付けられた病床を有する医療機関を対象として、その医療機関名や確保病床数、即応病床数、入院中患者数について、月2回公表を行っている。 ・なお、地域の関係者間で、病床の確保・使用状況を日々共有できるよう、令和3年度にG-MISの機能改修を行い、各医療機関の病床の確保・使用状況の「見える化」を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関内の病床の確保状況・利用率等の報告について <p style="text-align: right;">https://www.mhlw</p>

<p>たことから、行政、医療機関だけでなく、国民目線に立って病床の見える化を進め、医療機関間の連携促進を図るべきである。</p>			<p>.go.jp/stf/seisakunimitsuite/bunyan/0000121431_00327.html</p>
<p>・また、病床確保のための補助金等の支援については、その在り方について検討するとともに、今後、よりの確な支援を迅速に行うためにも、<u>医療機関の経営状況等の見える化（データ・ベース化）</u>にも取り組むべきである。</p>	<p>・入院患者像の変化や通常医療のひっ迫の顕在化に対応するため、コロナ診療の実態等に即した病床確保料の見直しや運用改善等を行い、コロナ病床の機能強化と通常医療の両立を促進する。</p> <p>・全国の医療法人の事業報告書等の情報を全て電子化された状態で国に蓄積する等、医療法人の経営状況に関するデータ・ベースの構築・活用に向けた取組を進める。</p>	<p>・令和4年9月末までを期限としている「新型コロナ緊急包括支援交付金」について、令和5年3月末まで延長した。</p> <p>・その際、病床確保料については、全体としては、これまでと同じ単価設定を維持しつつ、令和4年10月より、個々の医療機関の診療収入等の実態を踏まえて、病床確保料の交付額を調整する仕組みの創設や協力医療機関の補助区分の廃止を行うこととした。</p> <p>・医療法人の経営状況に関するデータ・ベースについては、令和4年3月決算法人から事業報告書等をアップロードで届け出られるよう令和3年度中に省令改正及びシステム整備を行った。令和4年度からは、データ・ベースの構築に向けて運用を行っているところであり、引き続き「経済財政運営と改革の基本方針2022」等の政府方針に基づき対応する。（令和5年度概算要求での改善状況）</p> <p>・令和5年度概算要求に左記対応のための所要額（1,795百万円）を計上し、データ・ベースの構築に取り組んでいる。</p>	
<p>・なお、第5波において自宅療養者が多く発生したことを踏まえ、<u>オンライン診療のさらなる活用についても検討</u>を行うべきである。</p>	<p>・コロナ禍におけるオンライン診療の時限的・特例的措置による初診からのオンライン診療の実施状況を踏まえ、令和4年1月に指針を一部改訂した。</p> <p>・さらに、医療提供体制におけるオンライン診療の果たす役割を明確にした上で、オンライン診療が幅広く適正に実施されるよう、令和4年度中にオンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、オンライン診療活用の好事例の横展開を進める。</p> <p>・オンライン診療の診療報酬のあり方等について、次期診療報酬改定に向けた議論の中で検討する。</p>	<p>・令和4年1月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を一部改訂し、原則、初診からのオンライン診療を可能とした。</p> <p>・オンライン診療を含む遠隔医療が幅広く適正に実施されるよう議論を深めていくため、令和4年3月28日の第87回医療部会において検討を開始したところ。今後、オンライン診療を含む遠隔医療の更なる活用に向けた基本方針の策定や、オンライン診療活用の好事例の横展開を図る。</p> <p>・「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂を踏まえ、令和4年度診療報酬改定において、情報通信機器を用いた場合の初再診料等の新設を行い、従来のオンライン診療料よりも点数を引き上げるとともに、オンライン診療料において設けられていた対象疾患に係る要件の撤廃等を行った。</p>	
<p>・<u>国立病院機構等の公的病院の非常時における病床確保の在り方</u>については、その機能や規模等も踏まえ、<u>具体的に整理</u>すべきである。</p>	<p>・今後の感染症危機に対応できるように、病床や医療人材の確保を国や自治体が迅速に行えるようにするための仕組みなど、平時から感染症有事に備える取組を速やかに検討する。</p>	<p>・国会に提出した感染症法改正案等の事項として、都道府県等と医療機関等は感染症発生・まん延時の具体的な役割・対応等（病床、発熱外来、自宅療養者等に対する医療の提供、後方支援、人材派遣、個人防護具の備蓄等）について、あらかじめ医療機関等の機能を踏まえ協定を締結することに加えて、公立・公的医療機関等についてはその機能を踏まえ感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供を義務付けることを盛り込んでいる。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応</p>

			<p>の具体策</p> <p>https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/hon_r1_040902.pdf</p>
<p>・いわゆる「かかりつけ医」についての議論もあったが、医療機関の役割分担、自宅療養者の対応にも資することから、その在り方について検討を進めるべきである。</p>	<p>・かかりつけ医機能の明確化と、患者・医療者双方にとってかかりつけ医機能が有効に発揮されるための具体的方策について検討を進め、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を行う。</p>	<p>・「経済財政運営と改革の基本方針 2022」等に基づき、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を行うこととしており、その検討に当たっては、全世代型社会保障構築会議で議論するとともに、令和4年7月・9月の第8次医療計画等に関する検討会や令和4年9月の医療部会において議論を行った。</p>	
<p>・非常時の保健所長に求められる資格要件・権限についても指摘があったことから、その在り方について整理、検討すべきである。</p>	<p>・非常時における保健所長の役割やリーダーシップ等の在り方について、サポート体制の充実も含めた検討を行うこととし、令和4年4月から保健所における感染症対応職員の役割機能の強化に向けた調査・研究として令和4年度厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）で研究課題を採択し、令和4年度内に結果を取りまとめる予定である。</p>	<p>・保健所における感染症対応職員の役割機能の強化に向けた調査・研究事業について、令和4年度厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）で「保健所における感染症対応職員の役割機能強化のためのガイドライン及び研修プログラムの開発」を採択し、令和4年4月1日から研究を実施している。</p>	
<p>・なお、非常時に備えた地域完結型の保健・医療等体制の構築に必要な取組、国の支援の在り方について整理、検討すべきである。また、医療資源の分散化の是正に向けた取組、病床機能の在り方、病院の機能分化、人材確保等について、第8次医療計画等においても、具体的方策を示すべきである。</p>	<p>・令和3年の医療法等改正を踏まえ、第8次医療計画における記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けて、「第8次医療計画等に関する検討会」において議論等を行い、令和4年度末までに「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行う。</p> <p>・また、病院機能の分化・連携を図るための地域医療構想を着実に進める。具体的には、令和4年度及び5年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求める。また、検討状況については、定期的に公表を求める。</p> <p>・今後の感染症危機に対応できるように、病床や医療人材の確保を国や自治体が迅速に行えるようにするための仕組みなど、平時から感染症有事に備える取組を速やかに検討する。</p>	<p>・令和3年12月3日に、「地域医療構想及び医師確保計画に関するWG」を開催し、各地域における、地域医療構想の取組状況について公表した。</p> <p>・令和4年4月27日に、新たに1区域の「重点支援区域」を選定し、複数医療機関の医療機能再編等を支援することとした。</p> <p>・令和3年12月10日に、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」を開催し、地方団体と協議を行い、今後の地域医療構想の進め方について確認した。</p> <p>・令和4年度予算に係る大臣折衝において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しについて早急に取り組み、具体的かつ明確な成案を得ることをはじめ、「新経済・財政再生計画改革工程表」等に基づき改革を着実に実行することを合意した。</p> <p>・国会に提出した感染症法改正案等の事項として、都道府県等と医療機関等は感染症発生・まん延時の具体的な役割・対応等（病床、発熱外来、自宅療養者等に対する医療の提供、後方支援、人材派遣、個人防護具の備蓄等）についてあらかじめ医療機関等の機能を踏まえ協定を締結することを盛り込んでいる。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策</p> <p>https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/hon_r1_040902.pdf</p>

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	内閣官房、個人情報保護委員会、デジタル庁、厚生労働省		
テーマ等	今後の円滑なワクチン接種に向けた課題の整理		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行諸外国を上回る接種率を、関係する方々や国民の協力によって短期間で達成したことについては大いに評価できるとの意見が大勢であった。 ・ 接種を安全かつ的確に行うために、<u>国と地方が保有する情報に係る共有権限・管理権限や役割分担について検討すべき。</u> ・ <u>国と地方及び地方自治体間で、デジタル技術も活用し、保有情報を共有したり、伝達したりする仕組み等について検討すべき。</u> ・ <u>国民・社会に対する適切な情報提供の在り方等を検討すべき。</u> ・ 緊急時の円滑なワクチン接種にあたり、何が適切かも含め、KPI の設定について検討すべき。 ・ 今回のワクチン接種の経験を踏まえ、<u>国と地方の新たな役割分担の検討に生かすことが望まれる。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和4年10月21日）までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 接種を安全かつ的確に行うために、<u>国と地方が保有する情報に係る共有権限・管理権限や役割分担について検討すべき。</u> ・ 今回のワクチン接種の経験を踏まえ、<u>国と地方の新たな役割分担の検討に生かすことが望まれる。</u> 	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体の接種事務の正確性、効率性を確保するための情報システム等のインフラ整備について、関係省庁、関係団体と検討を進めることとする。 <p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン接種記録システム（VRS）について、接種の実施状況、自治体の意見を踏まえ随時改修等の対応する 	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案において、自治体が国に対して予防接種の実施状況等の情報を提供しなければならないこととする規定等を新設することとしている。 ・ 臨時の接種類型を見直し、疾病のまん延予防上緊急の必要がある場合に、厚生労働大臣が都道府県知事又は市町村長に指示し、臨時接種を行う類型を設ける等している。 <p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ VRS について、更なる追加接種の実施等に対応。自治体職員との対話の場である「デジタル改革共創プラットフォーム」での自治体職員との情報交換を行っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国と地方及び地方自治体間で、デジタル技術も活用し、保有情報を共有したり、伝達したりする仕組み等について検討すべき。</u> 	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国と地方の伝達については、現在、定期的にオンライン説明会を実施し、通知内容について丁寧に説明し、Q&A でお示ししているが、このような取組を継続的に行う方向で検討する。 ・ 自治体の接種事務の正確性、効率性を確保するための情報システム等のインフラ整備について、関係省庁、関係団体と検討を進めることとする。《再掲》 	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の取組について、継続的に実施することとした。 ・ 感染症法等の一部改正案において、予防接種 DB を創設することとしているが、自治体間の情報共有については、引き続き検討する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国民・社会に対する適切な情報提供の在り方等を検討すべき。</u> 	<p>【内閣官房・厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナワクチン接種について、関係省庁の 	<p>【内閣官房・厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、テレビ CM、SNS など様々な媒体を用いて、ワク 	

	<p>広報担当や専門家との連携・協力により、ワクチンの有効性と安全性に関する、科学的知見に基づいた正確かつ分かりやすい情報発信を行う。</p>	<p>チンの有効性や安全性等について、科学的知見に基づいた正確で分かりやすい情報発信を行った。</p> <p>特に、3回目接種については、10-30代の若年層の3回目接種率が3～5割台にとどまっていることを踏まえ、若者への接種を呼びかけるとともに、有識者と動画クリエイターとのコラボ動画の作成・配信、リーフレットやSNSなど様々な媒体による広報を実施した。</p> <p>また、自治体に対して取組事例の提供や首長による情報発信などの働きかけを実施したほか、業界団体などにおいても積極的な広報や会員企業等への働きかけを実施いただくよう関係省庁を通じて依頼した。</p> <p>今後とも、ワクチンの有効性や安全性等について、科学的知見に基づいた正確で分かりやすい情報発信を行う。</p>	
<p>・緊急時の円滑なワクチン接種にあたり、何が適切かも含め、<u>KPIの設定について検討すべき。</u></p>	<p>【厚生労働省・デジタル庁・内閣官房】</p> <p>・現在、追加接種を行っているところであり、今後の新型コロナワクチン接種の終了後に、KPIの設定が適当であるかも含めて、必要に応じて検討する。</p>	<p>【厚生労働省・デジタル庁・内閣官房】</p> <p>・左記の対応方針を決定した。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	地域福祉活動支援		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会は、地域福祉の主要な担い手であり、平時から生活困窮者への相談支援等の業務を担い、地域社会において非常に重要な役割を果たしている。 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、社会福祉協議会の平時の仕組みである生活福祉資金貸付を活用した特例貸付については、例えば、厚生労働省の通知が一面的なもので、同省の意図するところが現場に必ずしも明確には伝わらなかったとの懸念がある。さらに、同省や社会福祉協議会等の関係機関の連携が不十分であり、また、同省として現場の状況を把握し利用者や社会福祉協議会の声を真摯に受け止める仕組みが十分ではなかったと考えられる。 ・ そのため、厚生労働省から社会福祉協議会等関係機関への通知の在り方については見直しが必要。具体的には、通知について適切なフォローアップを行うことが必要であり、厚生労働省の意思が現場に適切に浸透しているか、現場に混乱や誤解が生じていないかについて、然るべく検証する仕組みが必要。 ・ また、社会福祉協議会の役割は、本来利用者に「寄り添う」ことであるが、本特例貸付の実施に当たっては、厚生労働省が迅速な貸付けを求めたことにより、こうした社会福祉協議会の良い面が十分引き出せなかったのではないかと考えられる。また、今後の貸付金回収の実効性には疑問がある。そのため、今後の対応を検討する際、貸付業務について金融機関を利用するといった選択肢も視野に入れるべき。 ・ さらに、利用者間又は社会福祉協議会間の公平性を担保することが重要。本貸付金の回収に際し、地域差が生じれば、利用者間で不公平が生じることとなり、制度に対する信任を損なうこととなりかねない。今後発生し得る感染症の危機対応に備える上で、こうした点も考慮することが重要。 ・ また、本特例貸付の申請については郵送を原則としたが、紙ベースで作業を行う場合、利用者の属性の把握やデータ分析には困難がある。日本社会及び経済のデジタル化という大きな流れを踏まえ、デジタルデバイドに配慮しつつ、デジタル化を原則とし、オンライン申請の推進を含む制度・運用の在り方を検討すべき。 ・ 本特例貸付のような緊急時の貸付について、社会福祉協議会の平時の仕組みを活用することの適切性については検討が必要。社会福祉協議会は利用者の生活に寄り添って支援を行うところに強みがあるところ、貸付業務については金融機関や別組織を活用することも検討すべき。危機に際しての生活困窮者の救済については、厚生労働省を含む関係機関の連携が必要であり、関係自治体や金融機関を含めた連携の在り方を検討すべき。 ・ 今後発生し得る感染症の危機対応を見据え、厚生労働省においては、具体的な対応策について早急に意思決定を行うべき。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和4年10月21日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>厚生労働省から社会福祉協議会等関係機関への通知の在り方については見直しが必要</u>。具体的には、<u>通知について適切なフォローアップを行うことが必要</u>であり、厚生労働省の意思が現場に適切に浸透しているか、現場に混乱や誤解が生じていないかについて、<u>然るべく検証する仕組みが必要</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会において適切に運用がなされるよう、これまでも制度変更の都度、各都道府県社会福祉協議会に対して説明会を開催するほか、厚生労働省ホームページにおいて、特例貸付に関する通知・Q&A等の最新情報をまとめた専用ページや、利用者等の声を聞く「意見フォーム」を設置してきたところ。 ・ 当該意見フォームの一層の活用を含む適切なフォローアップの在り方について検討を行い、運用改善につなげていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応方針を踏まえ、「意見フォーム」に寄せられた意見を確認し、運用改善が必要と考えられる事例については、該当の自治体を通じて都道府県社会福祉協議会の運用を確認し、必要に応じて運用の改善を図った。 (対応した延べ件数：24件（令和4年9月5日時点）) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会の役割は、本来利用者に「寄り添う」ことであるが、本特例貸付の実施に当たっては、厚生労働省が迅速な貸付けを求めたことにより、こうした社会福祉協議会の良い面が十分引き出せなかったのではないかと考えられる。また、今後の貸付金回収の実効性には疑問がある。そのため、<u>今後の対応を検討する際、貸付業務について金融機関を利用するといった選択肢</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年10月から開始した次期生活困窮者自立支援制度の改正（令和5年度を予定）に向けた議論の中で、今般の緊急小口資金等の特例貸付の検証を行い、その結果を踏まえ、関係省庁、関係自治体、金融機関との連携の在り方も含めた、具体的な対応策について整理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応方針を踏まえ、生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会において、令和4年4月に「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」をとりまとめ、「特例貸付について、緊急的な対応としての意義は評価すべき一方、（中略）今般のコロナ禍のように影響が長期化する場面では、貸付というスキームが適切なのかどうか検証すべきではないか。」等の論点を整理したところ。引き続き、次期制度見直しでの議論や、社会福祉協議会における検証結果等を踏まえなが 	<p>【「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」の公表】</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25238.html</p>

<p>も視野に入れるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本特例貸付のような緊急時の貸付について、<u>社会福祉協議会の平時の仕組みを活用することの適切性については検討が必要</u>。社会福祉協議会は利用者の生活に寄り添って支援を行うところに強みがあるところ、<u>貸付業務については金融機関や別組織を活用することも検討すべき</u>。危機に際しての生活困窮者の救済については、厚生労働省を含む関係機関の連携が必要であり、<u>関係自治体や金融機関を含めた連携の在り方を検討すべき</u>。 今後発生し得る感染症の危機対応を見据え、厚生労働省においては、<u>具体的な対応策について早急に意思決定を行うべき</u>。 		<p>ら、検討していく。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <u>利用者間又は社会福祉協議会間の公平性を担保することが重要</u>。本貸付金の回収に際し、<u>地域差が生じれば、利用者間で不公平が生じることとなり、制度に対する信任を損なうこととなりかねない</u>。<u>今後発生し得る感染症の危機対応に備える上で、こうした点も考慮することが重要</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急小口資金等の特例貸付の債権管理について、<u>全国で償還の事務体制や償還免除の取扱いにバラツキが生じないよう、必要な体制整備の支援や償還免除の統一的な取扱いを示すなど検討する</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 償還期間中に償還が困難になった場合などの償還免除に関する取扱いの通知「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除の取扱いについて」を発出した。(令和3年11月22日) 償還免除の取扱いについて、<u>全国一律とすることができるようQ&Aを改正し、より詳細な償還免除の対象要件等を示した</u>。(令和4年7月12日) 	<p>【Q & A (問答集)】</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujiku/seisaku/saishin/saishin1/index.html</p>
<ul style="list-style-type: none"> <u>日本社会及び経済のデジタル化という大きな流れを踏まえ、デジタルデバイドに配慮しつつ、デジタル化を原則とし、オンライン申請の推進を含む制度・運用の在り方を検討すべき</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>社会福祉協議会の貸付制度について、オンライン申請に必要なシステム構築に向け、オンライン化の課題整理等を行うため、令和4年度6～7月頃を目途に調査研究を開始する</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度予算案に社会福祉推進事業に係る調査研究のための所要額(38,621百万円の内数)を計上した。 左記の対応方針に基づき、令和4年6月末から調査研究を開始し、相談支援の実行性を踏まえた、オンライン申請に向けた課題整理等を行っているところ。令和4年度末にとりまとめ予定の研究成果を踏まえて、必要な対応を検討していく。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省		
テーマ等	子供の貧困・シングルペアレンツ問題		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の秋のレビュー以降、各府省において、指摘を受け止め、様々な取組が着実に進められていることは評価できるが、手薄になっている取組や、支援策等は存在するものの十分に活用されていないと思われる施策があることから、更に「ワンストップ化」「プッシュ型」の支援の実現を加速するために、関係府省において、こうした施策の改善を図っていく必要がある。また、指摘がありながら、取り組まれていない諸課題についても、迅速な検討が必要である。 ・ 文部科学省、厚生労働省においては、申請に使えるツールの見直し、拡充を含め、支援を受ける側、支援を行う側双方の事務負担、心理的ハードルを下げる措置を講じること等により、支援メニューの活用を促す取組を進めるべきである。また、SNS や ICT の活用など、利用者がアクセスしやすい仕組みの構築も検討すべきである。また、利用者の利便性を増すための申請基準の整合化、申請書類の統一化も検討を要する。 ・ 内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、子供に関わる部局間の連携・NPO 等との連携が一層進むよう、先進事例を参考にしつつボトルネックの分析を進め、意識改革も含めた取組を進めるべきである。その際、自治体内外の壁となり得る個人情報保護に係る問題については、早急に整理し、具体例を盛り込んだ「ガイドライン」を策定し、自治体へ通知するべきである。 ・ 内閣府、文部科学省、厚生労働省において、今後の取組を進めるに当たっては、各地方自治体における福祉部局と教育部局の連携強化・一体的体制の構築など、教育部局が把握した情報をいち早く福祉部局に共有し、潜在的に支援を必要としている親に対する支援に繋げるための方策を含め、検討を進めるべきである。また、地方自治体の努力によって、現行制度でもできることがあることを踏まえれば、地方自治体自身の創意工夫や努力も求められる。 ・ 内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、学校を拠点とすることを前提とするのではなく、あらゆる子供が保護や支援を受けられるように、子供に対する直接的支援や学校外教育クーポンの制度化などの提案を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切る教育を実現するための学習支援の更なる充実を早急に検討すべきである。また、高校中退者に対する支援等の在り方を検討し、子供の成長に応じた切れ目のない支援の実現に取り組むべきである。 ・ 文部科学省、厚生労働省においては、スーパービジョン体制の構築や研修等による支援を行う側の質の向上・キャリアアップを図り、高い意欲と能力を有する者の待遇改善につなげるために実効性のある取組を行うべきである。また、NPO 等の積極的活用によるマンパワーの確保、支援現場における ICT の利活用についても促進を図るべきである。 ・ 内閣府、文部科学省、厚生労働省において、これらの取組を進めるに当たっては、今般のコロナ禍の中で顕在化した問題にも配慮しつつ、状況に応じて必要な計画・施策の見直しを行うべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和4年10月21日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省、厚生労働省においては、申請に使えるツールの見直し、拡充を含め、支援を受ける側、支援を行う側双方の事務負担、心理的ハードルを下げる措置を講じること等により、支援メニューの活用を促す取組を進めるべきである。また、SNS や ICT の活用など、利用者がアクセスしやすい仕組みの構築も検討すべきである。また、利用者の利便性を増すための申請基準の整合化、申請書類の統一化も検討を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【文部科学省】 ・ 支援を受ける側、支援を行う側双方の事務負担、心理的ハードルを下げるため、例えば、年収が一定未満の世帯への就学支援金の申請において、令和4年度からマイナンバーカードの写し等の書類提出を不要とするなど、支援メニューの活用促進に向けて、申請に係る利便性の向上など手続きの簡素化を図るとともに制度の周知を行う。 【厚生労働省】 ・ IT機器の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る。 ・ タブレット等を活用した相談対応ツールや研 	<ul style="list-style-type: none"> 【文部科学省】 ・ 高等学校等就学支援金の申請に当たっては、マイナンバー事務手続きの見直しにより、令和4年度よりこれまで必須としていたマイナンバーの写し等の提出を不要とするため、システム改修を実施した。 ・ 高等教育の修学支援新制度申請時の必要書類のうち一部（誓約書）の提出を廃止した。 【厚生労働省】 ・ IT機器の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることとし、令和3年度補正予算に計上し（厚生労働省：160百万円）、令和4年度に繰り越して実施している。また、同事業を令和5年度予算概算要求に計上した（こども家庭庁：17,316百万円の内数）。 	

	<p>修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭への相談支援を行う母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応を行い、相談支援体制の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> タブレット等を活用した相談対応ツールや研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図ることとし、令和4年度当初予算に計上した（厚生労働省：16,004百万円の内数）。また、同事業を令和5年度予算概算要求に計上した（こども家庭庁：17,316百万円の内数）。 ひとり親家庭への相談支援を行う母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応を行い、相談支援体制の強化を図ることとし、令和4年度当初予算に計上した（厚生労働省：16,004百万円の内数）。また、同事業において、同行支援や継続的な見守りを行う伴走型支援の体制づくりを図ることとし、令和5年度予算概算要求に計上した（こども家庭庁：17,316百万円の内数）。 母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究を実施し（令和2年12月～令和3年3月）、その結果等を踏まえ、総合相談窓口の体制強化等の重要性や、母子・父子自立支援員への支援等について、自治体向けに通知を发出し、ひとり親家庭への支援体制の強化に向けての取組を依頼した（令和3年5月20日付け厚生労働省家庭福祉課長通知）。 また、全国の母子・父子自立支援員等を対象とした全国会議を実施し、同通知の内容の周知や、自治体における好事例の共有・横展開を図った（令和3年6月及び令和4年3月、オンライン実施）。 さらに、同通知及び同会議を踏まえ、各自治体における母子・父子自立支援員の処遇改善等の検討状況について調査を実施した（令和3年10月）。 	
<ul style="list-style-type: none"> 内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、子供に関わる部局間の連携・NPO等との連携が一層進むよう、先進事例を参考にしつつボトルネックの分析を進め、意識改革も含めた取組を進めるべきである。その際、自治体内外の壁となり得る個人情報保護に係る問題については、早急に整理し、具体例を盛り込んだ「ガイドライン」を策定し、自治体へ通知するべきである。 	<p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省、デジタル庁、個人情報保護委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府が文部科学省、厚生労働省等と連携して貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究を行い、令和4年3月に報告書を取りまとめた。 また、デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）における総理指示を踏まえ、令和3年11月26日に、デジタル副大臣を主査とし、内閣府、厚生労働省、文部科学省の副大臣で構成される「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」において、関係府省庁が連携して、上記の中間とりまとめも踏まえて議論を行い、令和4年6月に論点整理を取りまとめた。 	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記調査結果を踏まえて潜在的に支援が必要な子供や家庭を把握しアウトリーチ支援につなぐための連携体制等に関する調査研究を令和4年度当初予算に計上し（内閣府：15百万）、調査研究を開始。令和5年3月に報告書を取りまとめることとする。 <p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を令和3年度補正予算に計上し（デジタル庁：733百万円）、7つの地方公共団体を採択して、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施中。 実証事業を踏まえ、データ連携の面から全国展開の支援につなげるための調査研究の実施を検討。 	<p>https://www8.cao.go.jp/kodomonohin/kon/chousa/r03_data/pdf-index.html</p>

	<p>令和4年度はデジタル庁が中心となり、こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を推進する。令和5年度以降は論点整理やデジタル庁における検討の成果を踏まえ、こども家庭庁が中心となり、関係府省庁と連携して取組を推進していく。</p>	<p>【こども家庭庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日に創設されるこども家庭庁において、潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携を推進する事業の実施を検討。 	
<ul style="list-style-type: none"> 内閣府、文部科学省、厚生労働省において、今後の取組を進めるに当たっては、各地方自治体における福祉部局と教育部局の連携強化・一体的体制の構築など、教育部局が把握した情報をいち早く福祉部局に共有し、潜在的に支援を必要としている親に対する支援に繋げるための方策を含め、検討を進めるべきである。また、地方自治体の努力によって、現行制度でもできることがあることを踏まえれば、地方自治体自身の創意工夫や努力も求められる。 	<p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省、デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府が文部科学省、厚生労働省等と連携して貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究を行い、令和4年3月に報告書を取りまとめた。 また、デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）における総理指示を踏まえ、令和3年11月26日に、デジタル副大臣を主査とし、内閣府、厚生労働省、文部科学省の副大臣で構成される「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」において、関係府省庁が連携して、上記の中間とりまとめも踏まえて議論を行い、令和4年6月に論点整理を取りまとめた。 令和4年度はデジタル庁が中心となり、こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を推進する。令和5年度以降は論点整理やデジタル庁における検討の成果を踏まえ、こども家庭庁が中心となり、関係府省庁と連携して取組を推進していく。《再掲》 <p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体による多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する「地域子供の未来応援交付金」を活用し、関係機関等による連携を深化し、地域ネットワークの形成を図る地方自治体を支援する。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業により、ひとり親家庭の情報を管理し、関係部署と共有するためのシステムの構築を図る。 	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記調査結果を踏まえて潜在的に支援が必要な子供や家庭を把握しアウトリーチ支援につなぐための連携体制等に関する調査研究を令和4年度当初予算に計上し（内閣府：15百万）、調査研究を開始。令和5年3月に報告書を取りまとめることとする。《再掲》 <p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を令和3年度補正予算に計上し（デジタル庁：733百万円）、7つの地方公共団体を採択して、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施中。 実証事業を踏まえ、データ連携の面から全国展開の支援につなげるための調査研究の実施を検討。《再掲》 <p>【こども家庭庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日に創設されるこども家庭庁において、潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携を推進する事業の実施を検討。《再掲》 <p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域子供の未来応援交付金において、令和3年度及び令和4年7月までに137件の連携体制を整備するための事業を支援するとともに、令和5年度予算概算要求に必要な額を計上した（こども家庭庁：2,257百万円）。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業により、ひとり親家庭の情報を管理し、関係部署と共有するためのシステムの構築を図ることとし、令和3年度補正予算に計上し（厚生労働省：160百万円）、令和4年度に繰り越して実施している。また、同事業を令和5年度予算概算要求に計上した（こども家庭庁：17,316百万円の内数）。 	<p>https://www8.cao.go.jp/kodomonohin/kon/chousa/r03_data/pdf-index.html</p>

<p>・内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、学校を拠点とすることを前提とするのではなく、あらゆる子供が保護や支援を受けられるように、子供に対する直接的支援や学校外教育クーポンの制度化などの提案を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切る教育を実現するための学習支援の更なる充実を早急に検討すべきである。また、高校中退者に対する支援等の在り方を検討し、子供の成長に応じた切れ目のない支援の実現に取り組むべきである。</p>	<p>【文部科学省、内閣府、厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供に対する直接的支援については、子供たちの学習支援や体験活動等の取組を行う地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施される体制作りを推進している。 ・高校中退者支援については、関係省庁が協力し、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーション等が連携して、中退後も就労や再度の就学につなげる切れ目のない支援を行う体制の構築を促進、支援することとしている。 <p>在学中は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談を実施しており、引き続き支援の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校中退後については、高等学校・地域若者サポートステーション・ハローワーク等の地域資源を活用しながら社会的自立を目指した学習に取り組めるよう、地域で支援体制を構築して学習相談や学習支援等を実施する地方公共団体の取組の支援を進めている。 ・ひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂等を実施する事業者を対象として、広域的に支援を行う民間団体を公募し、その取組への支援を行っているほか、民間団体等と連携して食事の提供や学習支援等を通じた地域における子どもの見守り体制の強化を支援している。 	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施される体制作りとして、地域と学校のつなぎ役である地域学校協働活動推進員の配置等を支援するために必要な経費を、令和5年度予算概算要求に計上した（文科省：10,272百万円）。 ・高校中退者等に対する学習相談及び学習支援について、令和4年度においては6団体から申請があり、事業を実施している。引き続き地方公共団体の取組への支援を継続するべく、必要な経費を令和5年度予算概算要求に計上した（文科省：9百万円）。 ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの貧困対策のための重点配置の充実をするとともに、効果的・効率的な配置を推進することとし、令和5年度予算概算要求に計上した（文科省：10,057百万円）。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業を令和3年度補正予算に計上し（厚生労働省：2,208百万円）、令和4年度に繰り越して実施している。また、同事業を令和5年度予算概算要求に計上した（こども家庭庁：2,547百万円の内数）。 ・支援対象児童等見守り強化事業を令和4年度当初予算に計上した（厚生労働省：21,247百万円の内数）。また、同事業を令和5年度予算概算要求に計上した（こども家庭庁：27,583百万円の内数）。 	
<p>・文部科学省、厚生労働省においては、スーパービジョン体制の構築や研修等による支援を行う側の質の向上・キャリアアップを図り、高い意欲と能力を有する者の待遇改善につなげるために実効性のある取組を行うべきである。また、NPO等の積極的活用によるマンパワーの確保、支援現場におけるICTの利活用についても促進を図るべきである。</p>	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を行う側の質の向上等については、教職員に対する研修の充実や、スーパーバイザーを含むスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実、各自治体の好事例の横展開等を図る。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭への相談支援を行う母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種とのバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応を行い、相談支援体制の強化を図る。 	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの貧困対策のための重点配置の充実をするとともに、効果的・効率的な配置を推進することとし、令和5年度予算概算要求に計上した（文科省：10,057百万円）。 <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用に係る好事例の横展開等を行った。</p> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭への相談支援を行う母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応を行い、相談支援体制の強化を図ることとし、令和4年度当初予算に計上した（厚生労働省：16,004百万円の内数）。また、同事業において、 	<p>スクールカウンセラー実践活動事例集 ： https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1372335.htm スクールソーシャルワーカー実践活動事例集 ： https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1312714.htm</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット等を活用した相談対応ツールや研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。《再掲》 ・母子・父子自立支援員をはじめとした自治体のひとり親支援担当者向けの全国研修会を開催するとともに、「母子・父子自立支援員の処遇改善等に関するアンケート調査」において得られた好事例を展開し、自治体における取組を促す。 ・ひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂等を実施する事業者を対象として、広域的に支援を行う民間団体を公募し、その取組への支援を行うほか、民間団体等と連携して食事の提供や学習支援等を通じた地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。《再掲》 	<p>同行支援や継続的な見守りを行う伴走型支援の体制づくりを図ることとし、令和5年度予算概算要求に計上した（こども家庭庁：17,316百万円の内数）。《再掲》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット等を活用した相談対応ツールや研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図ることとし、令和4年度当初予算に計上した（厚生労働省：16,004百万円の内数）。また、同事業を令和5年度予算概算要求に計上した（こども家庭庁：17,316百万円の内数）。《再掲》 ・母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究を実施し（令和2年12月～令和3年3月）、その結果等を踏まえ、総合相談窓口の体制強化等の重要性や、母子・父子自立支援員への支援等について、自治体向けに通知を发出し、ひとり親家庭への支援体制の強化に向けての取組を依頼した（令和3年5月20日付け厚生労働省家庭福祉課長通知）。 また、全国の母子・父子自立支援員等を対象とした全国会議を実施し、同通知の内容の周知や、自治体における好事例の共有・横展開を図った（令和3年6月及び令和4年3月、オンライン実施）。《再掲》 さらに、同通知及び同会議を踏まえた、各自治体における母子・父子自立支援員の処遇改善等の検討状況について調査を実施した（令和3年10月）。《再掲》 ・ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業を令和3年度補正予算に計上し（厚生労働省：2,208百万円）、令和4年度に繰り越して実施している。また、同事業を令和5年度予算概算要求に計上した（こども家庭庁：2,547百万円の内数）。《再掲》 ・支援対象児童等見守り強化事業を令和4年度当初予算に計上した（厚生労働省：21,247百万円の内数）。また、同事業を令和5年度予算概算要求に計上した（こども家庭庁：27,583百万円の内数）。《再掲》 	
<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府、文部科学省、厚生労働省において、これらの取組を進めるに当たっては、今般のコロナ禍の中で顕在化した問題にも配慮しつつ、状況に応じて必要な計画・施策の見直しを行うべきである。 	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化していることを踏まえ、子供の貧困対策に関する大綱に基づき施策を進める。 ・「子供の貧困・シングルペアレンツの問題に関する論点整理」（令和4年5月行政改革推進会議子供の貧困・シングルペアレンツチーム）を踏まえ、関係府省庁と連携し、計画的に所要の取組を進め、こども家庭庁に円滑に引き継いでいく。 <p>【文部科学省】</p>	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子供の貧困・シングルペアレンツの問題に関する論点整理」（令和4年5月行政改革推進会議子供の貧困・シングルペアレンツチーム）を踏まえ、工程表を作成した。 ・コロナ禍でこどもが孤独・孤立に陥らないようにするため、地域子供の未来応援交付金において、令和3年度及び令和4年7月までに728件のつながりの場づくり緊急支援事業を支援するとともに、令和5年度予算概算要求に必要な額を計上した（こども家庭庁：2,257百万円）。令和4年7月には、地域子供の未来応援交付金の制度内容に関し改善すべき点などを把握するため、地方自治体へのアンケート調査のほか、地方自治体における交付金の活用を促進するため、説明会を実施した。 	

	<p>・取組を進めるに当たっては、コロナ禍であっても各種取組の趣旨が十分に達成できるよう、その状況の把握に努め必要に応じて計画の見直し等柔軟な対応を行っている。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>・非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱くコロナ禍で厳しい状況にあるひとり親家庭に対して、就業による自立につながるよう、高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充等、及び住居の借りに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付を行う。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>・高等職業訓練促進給付金について、令和3年度に限り実施している対象資格の拡充等を令和4年度も継続して実施するとともに、住居の借りに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付を引き続き実施することとし（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令を改正予定）、令和4年度当初予算に計上した（厚生労働省：16,004百万円の内数）。令和5年度においても引き続き実施できるよう令和5年度予算概算要求に計上した（こども家庭庁：17,316百万円の内数）。</p>	
--	---	---	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	内閣府、個人情報保護委員会、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省		
テーマ等	子供を見守るためのデータ連携		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・先般の各種給付金の支給に当たっては、関係機関の間でデータの連携が十分にとられていなかったことにより、様々な非効率が生じることとなった。データ連携を進めるに当たっては、国民目線に立って、データ連携による効率化・効果を最も発揮する観点から、国と地方自治体、省庁間といった組織の枠を超えて施策やシステムを組み立てていくことが重要である。 ・去年の秋のレビューの指摘を踏まえて、内閣府がデータ連携に関わる共通インフラの構築に向けた取組を推進していることは大変評価する。この取組を着実に前進させるために、先進的な地方自治体の例も参考にしつつ、①支援を必要とする子供を把握するために必要となるデータ、②連携を図るべきデータ、③個人情報保護の解釈・運用上の問題を含めて、データを収集・連携する上でのボトルネックを特定し、スピード感をもって検討を進めるべきである。その際、内閣府、文部科学省及び厚生労働省は、データを収集・連携する上でのボトルネックの解消に向けて、連携して取組むべきである。 ・データ連携については、今後進められる地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化の取組との連携にも留意した工程表を策定し、計画的かつ着実に推進するとともに、それによって集積した情報が地方自治体に利用しやすいものとなるようにすべきである。 ・以上のような取組を通じて、教育と福祉のより一層の連携を促進し、困っている子供や保護者にプッシュ型で支援を届ける、ぬくもりのある行政の成功事例を作り、行政におけるデータ連携の壁を乗り越える推進力にすべきである。併せて、デジタル庁及び総務省によるスマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載など、国民がデータ連携のメリットを実感できることを最優先に推進すべきである。 ・このような観点から、内閣府、文部科学省及び厚生労働省による、①上記工程表の策定、②地方自治体における効率的なシステムの構築、③速やかな給付を実現するための取組、④支援を必要とする子供をより的確に把握するために必要となるデータ群を探索する取組について、デジタル庁は、ユーザーである地方自治体の視点に立って、縦割りを排する観点を踏まえつつ、データ連携・システム構築の側面から支援すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和4年10月21日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・去年の秋のレビューの指摘を踏まえて、内閣府がデータ連携に関わる共通インフラの構築に向けた取組を推進していることは大変評価する。この取組を着実に前進させるために、先進的な地方自治体の例も参考にしつつ、①支援を必要とする子供を把握するために必要となるデータ、②連携を図るべきデータ、③個人情報保護の解釈・運用上の問題を含めて、データを収集・連携する上でのボトルネックを特定し、スピード感をもって検討を進めるべきである。その際、内閣府、文部科学省及び厚生労働省は、データを収集・連携する上でのボトルネックの解消に向けて、連携して取組むべきである。 	<p>【内閣府、デジタル庁、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府が文部科学省、厚生労働省等と連携して貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究を行い、支援が必要な子供等を発見するための先進的な事例、連携等の対象となるデータ項目、今後の検討の方向性等について、令和4年3月に報告書を取りまとめた。 また、デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）における総理指示を踏まえ、令和3年11月26日に、デジタル副大臣を主査とし、内閣府、厚生労働省、文部科学省の副大臣で構成される「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」において、関係府省庁が連携して、上記の中間とりまとめも踏まえて議論を行い、令和4年6月に論点整理を取りまとめた。 令和4年度はデジタル庁が中心となり、こどもに関する各種データの連携による支援実証事 	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記調査結果を踏まえて潜在的に支援が必要な子供や家庭を把握しアウトリーチ支援につなぐための連携体制等に関する調査研究を令和4年度当初予算に計上し（内閣府：15百万）、調査研究を開始。令和5年3月に報告書を取りまとめることとする。 <p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を令和3年度補正予算に計上し（デジタル庁：733百万円）、7つの地方公共団体を採択して、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施中。 ・実証事業を踏まえ、データ連携の面から全国展開の支援につなげるための調査研究の実施を検討。 <p>【こども家庭庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日に創設されるこども家庭庁において、潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携を推進する事業の実施を検討。 	

	<p>業を推進する。令和5年度以降は論点整理やデジタル庁における検討の成果を踏まえ、こども家庭庁が中心となり、関係府省庁と連携して取組を推進していく。</p>		
<p>・データ連携については、今後進められる地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化の取組との連携にも留意した工程表を策定し、計画的かつ着実に推進するとともに、それによって集積した情報が地方自治体に利用しやすいものとなるようにすべきである。</p>	<p>【内閣府、デジタル庁、文部科学省、厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府が文部科学省、厚生労働省等と連携して貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究を行い、令和4年3月に報告書を取りまとめた。 また、デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）における総理指示を踏まえ、令和3年11月26日に、デジタル副大臣を主査とし、内閣府、厚生労働省、文部科学省の副大臣で構成される「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」において、関係府省庁が連携して、上記の中間とりまとめも踏まえて議論を行い、令和4年6月に論点整理を取りまとめた。 令和4年度はデジタル庁が中心となり、こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を推進する。令和5年度以降は論点整理やデジタル庁における検討の成果を踏まえ、こども家庭庁が中心となり、関係府省庁と連携して取組を推進していく。《再掲》 これらの取組に当たっては、地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化の取組との連携を図っていく。 	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記調査結果を踏まえて潜在的に支援が必要な子供や家庭を把握しアウトリーチ支援につなぐための連携体制等に関する調査研究を令和4年度当初予算に計上し（内閣府：15百万）、調査研究を開始。令和5年3月に報告書を取りまとめることとする。《再掲》 <p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を令和3年度補正予算に計上し（デジタル庁：733百万円）、7つの地方公共団体を採択して、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施中。 ・実証事業を踏まえ、データ連携の面から全国展開の支援につなげるための調査研究の実施を検討。《再掲》 <p>【こども家庭庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日に創設されるこども家庭庁において、潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携を推進する事業の実施を検討。《再掲》 	
<p>・以上のような取組を通じて、教育と福祉のより一層の連携を促進し、困っている子供や保護者にプッシュ型で支援を届ける、ぬくもりのある行政の成功事例を作り、行政におけるデータ連携の壁を乗り越える推進力にすべきである。併せて、デジタル庁及び総務省によるスマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載など、国民がデータ連携のメリットを実感できることを最優先に推進すべきである。</p>	<p>【内閣府、デジタル庁、文部科学省、厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府が文部科学省、厚生労働省等と連携して貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究を行い、令和4年3月に報告書を取りまとめた。 また、デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）における総理指示を踏まえ、令和3年11月26日に、デジタル副大臣を主査とし、内閣府、厚生労働省、文部科学省の副大臣で構成される「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」において、関係府省庁が連携して、上記の中間とりまとめも踏まえて議論を行い、令和4年6月に論点整理を取りまとめた。 	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記調査結果を踏まえて潜在的に支援が必要な子供や家庭を把握しアウトリーチ支援につなぐための連携体制等に関する調査研究を令和4年度当初予算に計上し（内閣府：15百万）、調査研究を開始。令和5年3月に報告書を取りまとめることとする。《再掲》 <p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を令和3年度補正予算に計上し（デジタル庁：733百万円）、7つの地方公共団体を採択して、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施中。 ・実証事業を踏まえ、データ連携の面から全国展開の支援につな 	

	<p>令和4年度はデジタル庁が中心となり、こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を推進する。令和5年度以降は論点整理やデジタル庁における検討の成果を踏まえ、こども家庭庁が中心となり、関係府省庁と連携して取組を推進していく。《再掲》</p> <p>【デジタル庁、総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現については、2021年度（令和3年度）に実施した技術検証・システム設計の結果を受け、2022年度（令和4年度）中の実現を目指す。 	<p>げるための調査研究の実施を検討。《再掲》</p> <p>【こども家庭庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日に創設されるこども家庭庁において、潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携を推進する事業の実施を検討。《再掲》 <p>【デジタル庁、総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会（デジタル庁・総務省共催）等において技術的な事項に関する検討を進めるとともに、令和4年度当初予算及び令和3年度補正予算に必要経費を計上している。 	
<p>・このような観点から、内閣府、文部科学省及び厚生労働省による、①上記工程表の策定、②地方自治体における効率的なシステムの構築、③速やかな給付を実現するための取組、④支援を必要とする子供をよりの確に把握するために必要となるデータ群を探索する取組について、デジタル庁は、ユーザーである地方自治体の視点に立って、縦割りを排する観点を踏まえつつ、データ連携・システム構築の側面から支援すべきである。</p>	<p>【デジタル庁、内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）における総理指示を踏まえ、令和3年11月26日に、デジタル副大臣を主査とし、内閣府、厚生労働省、文部科学省の副大臣で構成される「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」第1回が開催され、検討事項として、①市町村や支援機関等が保有するこどもに関する情報・データの内容、各データを保有する機関等の整理と連携の在り方、②先行的に取り組む自治体の状況把握や、自治体を対象とした実証の在り方、③その他のこども・家庭へのデジタル・データを活用した支援の在り方等が示された。同プロジェクトチームにおいて、関係府省庁が連携して、令和4年6月に論点整理をとりまとめた。 <p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁は、地方自治体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様について、令和4年（2022年）8月に作成した。 ・令和4年3月28日より、マイナンバーカードを利用したマイナポータルからの公金受取口座の登録が可能になっており、行政機関による登録口座情報の利用の仕組みについては令和4年10月11日に運用開始した。 ・地方自治体が独自に実施する給付については、自治体の皆様のニーズをよく伺いながら、必要 	<p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を令和3年度補正予算に計上し（デジタル庁：733百万円）、7つの地方公共団体を採択して、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施中。 ・実証事業を踏まえ、データ連携の面から全国展開の支援につなげるための調査研究の実施を検討。《再掲》 <p>・住民記録システム、学齢簿システム等のデータ要件・連携要件の標準仕様書について、令和4年8月に策定し、地方公共団体へ周知するとともに、デジタル庁ウェブサイトで公開した。・令和3年5月、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律が成立。同法に基づき、令和4年8月末までに、55件の公的給付について、マイナンバーを利用した迅速な給付を実現するため、特定公的給付に指定した。</p>	<p>https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/</p>

	な情報を確認し、今後も、特定公的給付の指定を行っていく。		
--	------------------------------	--	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	デジタル庁、文部科学省		
テーマ等	教育現場のオンライン化の推進		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化という3つの観点から、教育現場における ICT 活用の目的と目標をそれぞれ明示し、そこに至るロジックモデルを実証的データや事例に基づいてそれぞれ作成することが必要である。 ・それらのロジックモデルを成立させる ICT 活用に係わる具体的方針（何を何のためにどう使うか）を示したうえで、その過程における問題点・課題を整理し、その解決方法と目標達成の時期を記したロードマップを作成する必要がある。 ・ICT 活用の進捗と上記3つの観点（学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化）からの目標に向けた達成度を客観的及び多面的な指標を設けることにより測定可能性を改善するとともに、情報の共有を進め、その結果に基づいて PDCA を実施しなくてはならない。 ・端末の自宅への持ち帰りの可否の相違から地方公共団体間で成績格差が生じているという指摘があるが、その因果関係を調査したうえで、ICT 活用においては地域間格差が生じないように努めるとともに、格差が生じた場合は是正をはからなければならない。 ・教職員が ICT 能力を高めるための時間的・精神的余裕をもてるよう、学校における働き方改革にも注力すべきである。 ・学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化は、教育方法の改善・創意工夫、組織改革、また教員免許制度の規制緩和・改革などさまざまな方法によって可能と考えられ、ICT の導入と並行して多角的な検討が求められる。 ・新規事業の要求にあたっては、上記3つの観点（学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化）における目的など学校現場の向上に資するよう、ICT 活用によるメリットのエビデンスのあるものに限るべきである。 ・デジタル庁との連携により、その他の領域との協働による効果的な活用を進めてほしい。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和4年10月21日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化という3つの観点から、教育現場における ICT 活用の目的と目標をそれぞれ明示し、そこに至るロジックモデルを実証的データや事例に基づいてそれぞれ作成することが必要である。 	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府及び教育経済学等の専門家と連携して1人1台端末の活用に向けたエビデンス整備を行い、GIGA スクール構想の効果検証を進める（令和4年1月頃にも、第4回 GIGA スクール構想のエビデンス整備に関する研究会を開催予定）。 ・全国学力・学習状況調査（令和4年5月実施）や児童生徒の情報活用能力調査（令和4年2月実施）等から得られるデータを活用して、3つの観点を踏まえた新たな指標の設定など、ICT の活用に係るロジックモデルを再構築する。 	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府及び教育経済学等の専門家からなる「GIGA スクール構想のエビデンス整備に関する研究会」において、効果検証を進めており、令和3年度末に中間報告と次年度の取組の検討が行われたところ。今後、年内に2回程度の開催が予定されており、令和5年2月に検証総括を予定。 ・ICT の活用に係るロジックモデルについては、新経済・財政再生計画改革工程表の中で位置づけており、1人1台端末を活用した学習指導について、全国学力・学習状況調査等を活用して2022年度中に新たな KPI を設定することを明記し公表。今後、新経済・財政再生計画改革工程表の改訂の際に、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、新たな KPI の設定を行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・それらのロジックモデルを成立させる ICT 活用に係わる具体的方針（何を何のためにどう使うか）を示したうえで、その過程における問題点・課題を整理し、その解決方法と目標達成の時期を記したロードマップを作成する必要がある。 	<p>【デジタル庁、文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度内に、1人1台端末の円滑な活用の促進に資するポイントを示した文書を作成し、各教育委員会及び学校に周知する。 ・まずは、デジタル庁と文部科学省が連携して策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月）」や「教育データ利活用ロー 	<p>【デジタル庁、文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月に1人1台端末を円滑に活用するためのチェックリスト等をまとめたガイドラインを作成・周知。 ・令和3年9月にはデジタル庁と連携をし、GIGA スクール構想についてアンケートを実施し課題を整理。解決方法と目標達成の時期を記したロードマップとして、デジタル庁と文部科学省が連携して「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12 	<p>「GIGA スクール構想の下で整備された学校における1人1台端末等の ICT 環境の活用に関する方針について（通知）」 https://www.mext</p>

	ドマップ(令和4年1月)」等において、学校教育の ICT 活用に関する中期的な工程を明確化する。	月)」を策定。学校教育の ICT 活用に関する中期的な工程を明確化し、2022年6月に改定版を公表した。	. go. jp/content/20220629-mxt_shuukyo01-000023757_002. pdf
・ICT活用の進捗と上記3つの観点(学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化)からの目標に向けた達成度を客観的及び多面的な指標を設けることにより測定可能性を改善するとともに、情報の共有を進め、その結果に基づいてPDCAを実施しなくてはならない。	【文部科学省】 ・内閣府及び教育経済学等の専門家と連携して1人1台端末の活用に向けたエビデンス整備を行い、GIGAスクール構想の効果検証を進める。(令和4年1月頃にも、第4回GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会を開催予定)	【文部科学省】 ・GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会において、効果検証を進めており、令和3年度末に中間報告と次年度の取組の検討が行われたところ。今後、年内に2回程度の開催が予定されており、令和5年2月に検証総括を予定。(再掲) ・新経済・財政再生計画改革工程表の中で、1人1台端末を活用した学習指導について、全国学力・学習状況調査等を活用して2022年度中に新たなKPIを設定することを明記し公表。今後、新経済・財政再生計画改革工程表の改訂の際に、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、新たなKPIの設定を行う。(再掲)	
・端末の自宅への持ち帰りの可否の相違から地方公共団体間で成績格差が生じているという指摘があるが、その因果関係を調査したうえで、ICT活用においては地域間格差が生じないように努めるとともに、格差が生じた場合は是正をはからなければならない。	【文部科学省】 ・全国学力・学習状況調査の結果や、内閣府及び教育経済学等の専門家と連携して議論している研究会の議論を踏まえ、ICT活用に関する地域差などの課題を分析した上で、必要な手立てを講じる。 ・ICTの活用について地域の差が生じないように、令和3年度補正予算を活用して学校の運用支援、教師のサポート、オンライン教育の実施環境の高度化などの支援を行う。	【文部科学省】 ・GIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会において、ICT活用に関する地域差などの課題について分析を進めるとともに、経済・財政一体改革推進委員会経済社会の活力ワーキング・グループにおいて現状を報告し公表。 ・全国学力・学習状況調査の結果からは、持ち帰りの実施状況と学力の間に相関関係は見られなかったが、端末の活用状況には差が見られたことを踏まえて、文部科学省内に設置しているGIGA StuDX推進チームを中心に、ヒアリングや研修のほか、アドバイザーの派遣等を通してプッシュ型の支援を行っている。 ・令和3年度補正予算において、GIGAスクール運用支援センター整備事業(5,219百万円)及び学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業(8,411百万円)を計上した。	経済・財政一体改革推進委員会経済社会の活力ワーキング・グループ https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/ab1/20220411/shiryou6.pdf
・教職員がICT能力を高めるための時間的・精神的余裕をもてるよう、学校における働き方改革にも注力すべきである。	【文部科学省】 ・令和5年度においても引き続き、教師の負担軽減につながるよう、①小学校における35人学級の計画的整備や高学年における教科担任制の推進等の教職員定数の改善、②教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)をはじめとする支援スタッフの充実、③部活動改革、④教員免許更新制の発展的な解消に向けた検討、⑤学校向けの調査の精選・削減、⑥ICTを活用した校務の効率化を含む働き方改革の事例集の展開などの様々な施策を総合的に講じて、学	【文部科学省】 ・令和4年度予算において、小学校第3学年における35人学級の実施や小学校高学年における教科担任制の推進等に必要な教職員定数の改善に係る所要の経費(1,501,467百万円の内数)や、教員業務支援員、学習指導員、部活動指導員の配置拡充等に係る経費(9,707百万円)を措置している。 ・「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果公表に際し、学校設置者別の結果を公表した。また、各教育委員会・学校の取組をさらに加速させるため、調査結果等に係る留意事項について通知を发出(令和4年1月28日)した。加えて、学校・教師が担ってきた業務の役割分担・	GIGAスクール構想の下での校務の情報化に係る論点整理(中間まとめ) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/175/mext_01201.html

	校における働き方改革を推進する。	適正化に係る取組等の実施を一層促進する観点から、教員業務支援員等の補助金交付の際に調査結果等を勘案して配置する仕組みを導入した。 ・教員免許更新制については、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立（令和4年5月11日）し、令和4年7月に発展的に解消された。 ・「GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」において、校務の情報化の推進に向けた議論を行い、論点整理（中間まとめ）を公表した。（令和4年8月26日）	
・学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化は、教育方法の改善・創意工夫、組織改革、また教員免許制度の規制緩和・改革などさまざまな方法によって可能と考えられ、ICTの導入と並行して多角的な検討が求められる。	【文部科学省】 ・ICT機器の導入と並行して、中央教育審議会答申（令和3年1月26日）において示されている学びの実現に向けた取り組みを実施し、状況を踏まえて多角的な検討を行う。 ・教員免許の在り方については、特別免許状の授与を促進するための方策について中央教育審議会において検討中であり、結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。	【文部科学省】 ・左記対応方針を決定した。 ・ICTの導入に合わせた教育方法の改善・創意工夫については、文部科学省内に設置しているGIGA StuDX推進チームで優れた活用事例の発信や、各教育委員会へのきめ細やかなアドバイスを行っている。 ・第208回国会において「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）」が成立し、教師等の資質向上を目的として、新たな教師の学びの姿（主体的な学び、個別最適な学び、協働的な学び等）の実現に向けた研修制度が導入されるとともに、教員免許更新制が発展的に解消された。 ・特別免許状の授与を促進するための方策については、中央教育審議会において引き続き議論を行っている。	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm StuDX Style（スタディーエックススタイル） https://www.mext.go.jp/studxstyle/
・新規事業の要求にあたっては、上記3つの観点（学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化）における目的など学校現場の向上に資するよう、ICT活用によるメリットのエビデンスのあるものに限るべきである。	【文部科学省】 ・今後、新規事業の要求を行うにあたっては、当該新規事業を実施することによる学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化等の学校現場の質の向上に対する効果の有無及びそのエビデンス等についてこれまで以上に十分な検討を行う。	【文部科学省】 ・校務支援システムの導入・活用の現状に関するデータや、学校現場における業務ICT化へのニーズに関するデータ等を踏まえると、都道府県単位での共同調達の推進によるGIGAスクール構想を前提とした校務全般のICT化の更なる促進は、学校運営の効率化において必須である。こうした状況も踏まえ、令和3年12月に「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」を立ち上げ、校務の情報化に関する議論を開始し、令和4年8月に論点整理（中間まとめ）の取りまとめを行い、令和5年度概算要求において、校務のICT化による学校運営の効率化を更に推進するための経費に限る形で、新規	

		事業（次世代の校務デジタル化推進実証事業、977 百万円）を要求。	
・デジタル庁との連携により、その他の領域との協働による効果的な活用を進めてほしい。	<p>【デジタル庁、文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル庁と文部科学省が連携し GIGA スクール構想に関する共同アンケートを9月に公表するなど、密接に連携しているところであり、さらに各方面との協働を進めていく。 	<p>【デジタル庁、文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル庁と文部科学省が連携して策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月、令和4年6月）」等において、学校教育の ICT 活用に関する中期的な工程を明確化し公表。（再掲） 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	基金（水産業競争力強化基金（水産業競争力強化緊急事業））		
指摘事項	<p>・水産業競争力強化基金について、事業見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じ続けている。本基金事業の中心である<u>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業をはじめとして、支援対象数量など、事業の目標を明確化するなど、合理性・現実性のある執行計画への見直しを精査し、本基金への積み増しについては慎重に行うべきである。</u></p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和4年10月21日）時点における進捗状況	備考
<p>・水産業競争力強化基金について、事業見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じ続けている。本基金事業の中心である<u>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業をはじめとして、支援対象数量など、事業の目標を明確化するなど、合理性・現実性のある執行計画への見直しを精査し、本基金への積み増しについては慎重に行うべきである。</u></p>	<p>・本基金事業の各事業について、合理性・現実性のある執行計画となるよう見直すこととする。</p> <p>（スケジュール） 令和5年度予算に向け、本基金事業の執行計画の見直しを行い、予算措置に反映させる。</p>	<p>・水産業競争力強化基金残高の約8割を占める水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業の執行状況を踏まえ、令和3年度補正予算において同事業にかかる基金の積み増しを見送ったところ。</p> <p>（令和5年度概算要求での改善状況） ・水産業競争力強化基金は総合的な TPP 等関連政策大綱に基づくものであり、これまで当初予算ではなく補正予算で対応してきたところ。本基金への積み増しについては、本事業の執行状況の分析と確度の高い需要調査を踏まえ、検討してまいりたい。</p>	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	基金（まち再生基金（地域自立・活性化支援事業））		
指摘事項	<p>・まち再生基金のうち地域自立・活性化支援事業について、基金造成以来、14年間で出資実績が1件のみであるにも関わらず、毎年度管理費が発生している。その状況に鑑みると、<u>基金事業を継続する意義を、所管省庁として厳しく検討しなおすべきである。また、基金事業の廃止も検討すべきである。そのうえで、国土交通省として、合理性・現実性のある精度の高い事業見込みを検討し、保有額や保有割合の適正性の精査を行い、精査の結果、余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫に返納すべきである。</u></p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和4年10月21日）時点における進捗状況	備考
<p>・まち再生基金のうち地域自立・活性化支援事業について、基金造成以来、14年間で出資実績が1件のみであるにも関わらず、毎年度管理費が発生している。その状況に鑑みると、<u>基金事業を継続する意義を、所管省庁として厳しく検討しなおすべきである。また、基金事業の廃止も検討すべきである。そのうえで、国土交通省として、合理性・現実性のある精度の高い事業見込みを検討し、保有額や保有割合の適正性の精査を行い、精査の結果、余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫に返納すべきである。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基金事業を廃止した。 ・基金残高については、関係する省庁及び基金造成法人である一般財団法人民間都市開発推進機構と調整を行い、令和3年度に基金を全額国庫に返納した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基金事業を廃止した。 ・令和3年度に基金を全額国庫に返納した。 	

令和3年「通告」の指摘事項に対する各府省庁の対応状況
(令和4年10月21日現在)

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	総務省		
テーマ等	分散型エネルギーインフラプロジェクト		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・分散型エネルギーインフラプロジェクト事業は、地方公共団体が各地域において、バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業の事業化に向けたプロジェクト推進計画の策定にあたり要する経費の一部を交付するもの。平成 26 年度より実施。 ・本事業は平成 26 年度から令和 3 年 10 月までの間、64 団体が採択されているが、事業化している団体は 18 団体（令和 2 年 12 月時点）にとどまっている。 以上の点から、本事業については、事業化につながり、かつ地域の特性を活かしたエネルギー供給が期待できる事業を重点的に採択するなど、予算の効率化・重点化を図るよう努めること。 ・本事業はアウトカム・アウトプットや終期が設定されていないなど、本事業の効果や出口戦略が不明確である。 以上の点から、本事業の効果検証に資するよう適切な指標を設定するとともに、本事業の出口戦略について検討すること。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和 4 年 10 月 21 日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・分散型エネルギーインフラプロジェクト事業は、地方公共団体が各地域において、バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業の事業化に向けたプロジェクト推進計画の策定にあたり要する経費の一部を交付するもの。平成 26 年度より実施。 ・本事業は平成 26 年度から令和 3 年 10 月までの間、64 団体が採択されているが、事業化している団体は 18 団体（令和 2 年 12 月時点）にとどまっている。 以上の点から、本事業については、事業化につながり、かつ地域の特性を活かしたエネルギー供給が期待できる事業を重点的に採択するなど、予算の効率化・重点化を図るよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、地方公共団体が、バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるための計画（マスタープラン）策定を支援するものである。 ・事業化を実現するためには、それぞれのマスタープランに応じた施設整備、自治体新電力会社の設立などの課題を解決していく必要があり、一定の期間を要するものである。 これらの課題解決を行い、事業化につなげるため、採択団体に対するフォローアップ調査を継続して実施するとともに、令和 4 年度より次に掲げる取組を行うこととする。 ①申請書類の中で、マスタープラン策定から当該プランの事業化に至るまでの具体的な年次計画（事業化まで 5 年目途）について記載を求める。 ②応募事業の選定時に評価を依頼している外部有識者において、①で記載された内容を踏まえ、事業化可能性について評価を行う。 <p style="text-align: center;">以上の取組を行うことで、事業化につながる可能性が高いマスタープランを採択し、更なる予算の効率化・重点化を図ることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業については、関係省庁と連携し、より事業化に資するよう取組を実施しつつ、令和 4 年度においても継続。 2050 年までの脱炭素社会の実現に貢献するため、令和 3 年度以降に採択した全団体が、マスタープラン策定 5 年後を目途に事業化を達成することを目指す。 ・令和 4 年度の申請書類を改め、マスタープラン策定後の想定している事業の実現に向けた年次計画（概ね 5 年を目処に事業化を目指す計画）について記載を求めることとした。 また、令和 4 年度から外部有識者が事業計画の評価を行うに際し、事業化可能性・継続可能性の評価項目において、具体的な年次計画を踏まえた評価を行うこととした。 さらに、令和 4 年度においても採択団体に対するフォローアップ調査を継続して実施し、事業化への課題がある場合には、関係省庁と連携して事業化に資する助言を行う。 令和 5 年度においても予算の効率化・重点化を図るよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（総務省 HP）分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進について https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunsan_infra.html

<p>・本事業はアウトカム・アウトプットや終期が設定されていないなど、本事業の効果や出口戦略が不明確である。</p> <p>以上の点から、本事業の効果検証に資するよう適切な指標を設定するとともに、本事業の出口戦略について検討すること。</p>	<p>・本事業で策定したマスタープランの事業化は、2050年までの脱炭素社会の実現へ貢献をするものであり、予算の効率化・重点化の指摘も踏まえ、令和3年度以降に採択した全自治体が、マスタープラン策定5年後までに事業化を達成することを目指す。</p> <p>そのため、採択団体に対するフォローアップ調査を継続して実施し、事業化への課題がある場合には、関係省庁と連携して事業化に資する助言を行うこととする。</p> <p>なお、プラン策定5年後の事業化の達成状況を踏まえ、出口戦略について検討する。</p>	<p>・令和4年度においても採択団体に対するフォローアップ調査を継続して実施し、マスタープラン策定時の事業化までの工程表と比較した事業の進捗状況による効果検証を実施するとともに、事業化への課題がある場合には、関係省庁と連携して事業化に資する助言を行うなど、事業化を進める措置を講じたうえ、出口戦略について引き続き検討する。</p>	
---	--	---	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	総務省		
テーマ等	異能（INNO）vation プログラム		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・異能（INNO）vation プログラムは、ICT 分野において破壊的イノベーションの種となるような技術課題への挑戦を支援するプログラムとして、平成 26 年度から実施している事業である。本事業に係る事務局運営、会計管理、広報等の業務につき公募により外部委託し、本事業により採択された者については最長 1 年、最大 300 万円の支援となっている。 ・異能（INNO）vation プログラムに係る経費の内訳（令和 2 年度）をみると、令和 2 年度予算額 3 億円のうち、公募に係る経費は 1 億円、採択された者への直接支援は 0.57 億円の内数となっている。公募手続などの管理経費について見直すなど、事業の効率的・効果的な実施方法について検討すること。 <p>また、本事業について、民間の関心の高まりを踏まえ、事業の民間への移行等、本事業の出口戦略について検討すること。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和 4 年 10 月 21 日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・異能（INNO）vation プログラムは、ICT 分野において破壊的イノベーションの種となるような技術課題への挑戦を支援するプログラムとして、平成 26 年度から実施している事業である。本事業に係る事務局運営、会計管理、広報等の業務につき公募により外部委託し、本事業により採択された者については最長 1 年、最大 300 万円の支援となっている。 ・異能（INNO）vation プログラムに係る経費の内訳（令和 2 年度）をみると、令和 2 年度予算額 3 億円のうち、公募に係る経費は 1 億円、採択された者への直接支援は 0.57 億円の内数となっている。公募手続などの管理経費について見直すなど、事業の効率的・効果的な実施方法について検討すること。 <p>また、本事業について、民間の関心の高まりを踏まえ、事業の民間への移行等、本事業の出口戦略について検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度からの支出内容を見直すこととする。 ・本事業の出口戦略については、破壊的イノベーションに挑戦する社会的な雰囲気醸成という本事業の目的が一定程度達成されたことから、令和 5 年度は新たな破壊的イノベーションに挑戦する者の公募は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度は、特に広告経費を削減するなど支出内容を見直し、効率的・効果的な実施に努めている。 <p>（令和 5 年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度においては、新たに破壊的イノベーションに挑戦する者の公募は行わない形で概算要求を実施。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（うち、SC、SSWの配置）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業はスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、いじめや不登校等の未然防止、早期発見・早期対応、教育相談体制の整備等に総合的に取り組む事業である。 ・予算や地域規模等により配置を固定化している地方自治体もあるところ、学校ごとの繁忙の差や相談内容ごとに業務量・負担は異なること等を考慮し、効果的・効率的な配置とすることが必要である。このため、各地方自治体が指標を設定し、当該指標に基づき定量的な効果検証を行うことにより、エビデンスに基づいた効果的・効率的な配置を行う等、的確な事業の実施をうながす仕組みを、文部科学省は構築すべき。 ・アウトカム指標については、いじめ対策に係る指標のみの設定となっているが、本事業の目的に鑑み「不登校に対する支援」に係る指標の設定を検討すべき。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和4年10月21日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・予算や地域規模等により配置を固定化している地方自治体もあるところ、学校ごとの繁忙の差や相談内容ごとに業務量・負担は異なること等を考慮し、効果的・効率的な配置とすることが必要である。このため、各地方自治体が指標を設定し、当該指標に基づき定量的な効果検証を行うことにより、エビデンスに基づいた効果的・効率的な配置を行う等、的確な事業の実施をうながす仕組みを、文部科学省は構築すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省において、令和4年度事業の申請から、各自治体に対し、配置に係る定量的な指標例を示すとともに、各自治体が効果検証のための指標を設定するよう変更し、効果的・効率的な申請及び配置となるよう見直しを行う。 さらに、令和5年度事業の申請から、事業計画書の指標に対する効果検証結果を記載するよう見直しを行い、定量的な指標に基づく効果検証結果や取組状況等を踏まえた申請をしている自治体に対して、重点配置の優先配分等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省において左記の対応方針を決定し、令和4年3月、各自治体が申請する際に、文部科学省が示した配置に係る定量的な指標例を参考に効果検証のための指標を設定するとともに、効果的・効率的な申請及び配置となるよう事業計画書を作成・提出するよう促した。なお、令和5年度については左記対応方針・スケジュールのとおり重点配置の優先配分等を実施予定である。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・アウトカム指標については、いじめ対策に係る指標のみの設定となっているが、本事業の目的に鑑み「不登校に対する支援」に係る指標の設定を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政事業レビューの記載項目について、令和4年度のレビューシートでの不登校児童生徒への支援の充実に係る指標の設定を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の対応方針を決定し、令和4年度のレビューシートにおいて、不登校児童生徒への支援の充実に係る指標として「不登校児童生徒数に占める学校内外の機関等で相談・指導等を受けたものの割合」に関する指標を設定した。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	インフラ老朽化対策（海岸保全施設）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、地域の実情に応じて農林水産業の基盤整備による生産現場の強化や、農山漁村の防災・減災対策を支援することで、農林水産業の競争力強化と国土強靱化を図ることを目的とする重要な事業であり、この中で、自治体が管理する海岸保全施設についても、インフラ長寿命化計画の下で、交付金により老朽化対策（大規模な更新などを除く）の支援が行われてきた。 ・これらの自治体が管理する海岸保全施設は、建設後 50 年以上経過する施設の割合が増大するなど、インフラの老朽化は加速度的に進行していく見込みである。 ・そのため、老朽化対策への支援は重点的に行う必要があるところ、現在の交付金による支援では、配分時に行った優先順位付けに沿った事業への資金配分が必ずしも担保されていない。 ・よって、海岸保全施設のインフラ老朽化対策については、配分時に行った優先順位付けに沿った事業を確実に実施し、インフラ長寿命化計画を踏まえ、より集中的・計画的に老朽化対策を進めることができるよう、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討すべき。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和 4 年 10 月 21 日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設のインフラ老朽化対策については、<u>配分時に行った優先順位付けに沿った事業を確実に実施し、インフラ長寿命化計画を踏まえ、より集中的・計画的に老朽化対策を進めることができるよう、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討すべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の老朽化対策については、農山漁村地域整備交付金により総合的・一体的に支援してきたところ。 ・老朽化対策をより集中的・計画的に支援するため、令和 4 年度予算において、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度当初予算において、インフラ長寿命化計画を踏まえ、個別施設計画の更新等や定期点検等により確認された更新が必要な施設への対策等、インフラ老朽化対策を集中的・計画的に支援する個別補助事業として「海岸メンテナンス事業」を創設した。 <p>（令和 5 年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度概算要求において、インフラ長寿命化計画を踏まえ、個別施設計画に基づく老朽化対策をより一層推進するため、令和 4 年度に新規創設した「海岸メンテナンス事業」について、地方公共団体を集中的・計画的に支援するための予算を要求。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省														
テーマ等	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業														
指摘事項	<p>・本事業は、TPP11 協定、日 EU・EPA、日米貿易協定発効を踏まえ、我が国の畜産・酪農が新たな国際環境を迎えており、収益力や生産基盤の強化を図ることが急務となっていることを受け、生産コストの削減や規模拡大等を地域一体となって行う取組を支援する重要な事業である。</p> <p>・他方、本事業については、支出の遅れによって造成先の基金の残高が高止まりしている中で、本事業の重要性に鑑み、例年補正予算として 600 億円以上が計上されている状況にある。</p> <p>・本事業の事業見込みを精査し、基金残高を活用することにより、基金への積み増し額を見直すなど、引き続き本事業の効果的かつ効率的な執行に努めるべきである。</p>														
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和 4 年 10 月 21 日）時点における進捗状況	備考												
<p>・本事業の事業見込みを精査し、基金残高を活用することにより、<u>基金への積み増し額を見直すなど、引き続き本事業の効果的かつ効率的な執行に努めるべき</u>である。</p>	<p>①支出の遅れによる基金残高の増嵩を防ぐための手続きの迅速化を図る。</p> <p>②辞退等により発生する支出の見込まれない基金残高を精査するための基金管理団体からのヒアリング等を行う。</p> <p>③新たな需要を正確に把握するための需要量調査を通じ、基金残高を活用し、需要に見合った基金の積立額とする。</p> <p>（スケジュール） 令和 4 年 3 月 地方農政局や都道府県及び関係団体等が出席する全国会議を開催し、令和 4 年度の執行における留意点を周知し、関係者が一体となって更なる早期執行を図った。</p> <p>令和 4 年 6 月頃 基金管理団体から基金管理状況のヒアリングを行い、昨年度の支出状況と辞退等により支出が見込まれない基金残高を確認するとともに、効率的な執行となるよう事業実施主体を指導した。</p> <p>また、都道府県を通じて畜産クラスター協議会に対して需要量調査を実施するとともに、地方農政局等に対して真に必要な需要量を精査するよう指示を徹底した。</p>	<p>・左記対応方針を踏まえ、基金への積み増し額を抑制したところである。</p> <p style="text-align: center;">【令和 2 年度補正予算】【令和 3 年度補正予算】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>○所要額</td> <td style="text-align: right;">70,286 百万円</td> <td style="text-align: right;">71,341 百万円</td> </tr> <tr> <td>○予算額</td> <td style="text-align: right;">61,327 百万円</td> <td style="text-align: right;">50,206 百万円</td> </tr> <tr> <td>（うち基金積立額）</td> <td style="text-align: right;">(26,448 百万円)</td> <td style="text-align: right;">(15,165 百万円)</td> </tr> <tr> <td>○基金残高活用額</td> <td style="text-align: right;">8,959 百万円</td> <td style="text-align: right;">21,135 百万円</td> </tr> </table> <p>・手続きの迅速化については、農家の申請から承認までの期間が令和元年度申請分では平均 14.4 カ月であったものが令和 2 年度申請分では平均 9.1 カ月、令和 3 年度申請分では平均 6.1 カ月となるなど、既に一定の改善がなされており、今後も支出までの期間は短縮されるものと見込んでいるところである。なお、令和 3 年度事業の申請分については、94%が審査済となっている。</p> <p>引き続き事業見込みを精査し、基金残高を活用することにより、基金への積み増し額を見直すほか、本事業を効果的かつ効率的に執行するよう見直しを行っていく。</p>	○所要額	70,286 百万円	71,341 百万円	○予算額	61,327 百万円	50,206 百万円	（うち基金積立額）	(26,448 百万円)	(15,165 百万円)	○基金残高活用額	8,959 百万円	21,135 百万円	<p>○ 畜産クラスター事業について https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan_sogo/l_cluster.html</p> <p>○ 令和 3 年度補正予算の概要（1 ページ目） https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_zigyo/attach/pdf/211224-1.pdf</p>
○所要額	70,286 百万円	71,341 百万円													
○予算額	61,327 百万円	50,206 百万円													
（うち基金積立額）	(26,448 百万円)	(15,165 百万円)													
○基金残高活用額	8,959 百万円	21,135 百万円													

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	農林水産省		
テーマ等	かんがい排水事業（農業用排水施設の整備・保全（直轄））		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、農業生産の基盤となる農業用排水施設の整備を行い、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図る重要な事業である。 ・基幹的農業水利施設の多くは、戦後から高度成長期にかけて整備されてきたことから、老朽化が進行しており、突発事故の発生件数が増加傾向にある。 ・基幹的農業水利施設を戦略的に保全管理するべく、インフラ長寿化計画の下で、ストックマネジメントサイクルを確立することが重要であり、また、施設の機能や性能に不具合が発生し、大規模な更新整備が必要となる前に、施設の長寿化を図る予防保全の考え方により、施設の機能を維持することが重要である。 ・かかる観点から、突発事故発生時の施設の迅速な復旧に合わせて、事故リスクのある施設への対策や施設の長寿化対策の一体的な実施を図ることにより、施設の補修・更新に要する総費用を低減させるよう取り組むべき。 ・また、本事業については、例年一定額の繰越金が発生しているところ、事業の着実な実施に努めるべき。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和4年10月21日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>突発事故発生時の施設の迅速な復旧に合わせて、事故リスクのある施設への対策や施設の長寿化対策の一体的な実施を図ることにより、施設の補修・更新に要する総費用を低減させるよう取り組むべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・国営かんがい排水事業の制度を改正し、突発事故施設の復旧に合わせて、事故リスクのある施設への対策や地区内の農業水利施設の長寿化対策を一体的に実施できるようにすることで、ライフサイクルコストの一層の低減を図り、施設の補修・更新に要する総費用の低減を図る。 (スケジュール) ・令和4年3月 上述の取組が可能となるよう、所要の要綱等の改正を行った。令和4年度から事業の適切な実施に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> (第47回行政改革推進会議) ・左記の対応方針を決定した。 (令和5年度概算要求での改善状況) ・令和4年3月に「国営かんがい排水事業実施要綱」及び「国営かんがい排水事業実施要領」を改正し、突発事故施設の復旧に合わせて、事故リスクのある施設への対策や地区内の農業水利施設の長寿化対策の一体的な実施を可能とした。 	https://www.maff.go.jp/j/nousin/nn_youkou/youkou.html
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>本事業については、例年一定額の繰越金が発生しているところ、事業の着実な実施に努めるべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の繰越の理由は、工事の実施に当たり、地元や関係機関との調整・検討、豪雨・豪雪等の気象条件により不測の日数を要したことなどによるものである。今後とも、早期の関係機関との協議や地元との調整、各種事務手続の迅速化により、工事の早期着手及び計画的な実施に努める。 (スケジュール) ・これらの取組を行い、事業の着実な実施に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> (第47回行政改革推進会議) ・左記の対応方針を決定した。 (令和5年度概算要求での改善状況) ・令和4年5月に、地方農政局等のかんがい排水事業担当課長を集めた会議を開催し、工事の早期着手及び事業の計画的な実施に努めるよう、改めて周知した。 また、執行状況を確認し、必要に応じて事業の計画的な実施について指導している。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	経済産業省		
テーマ等	石油天然ガス田の探鉱・資産買収等事業に対する出資金、石油天然ガス開発や権益確保に資する技術開発等の促進事業		
指摘事項	<p>・石油天然ガス等の探鉱・開発・資産買収等を行う民間企業に対するリスクマネー供給の支援を実施するための「石油天然ガス田の探鉱・資産買収等事業に対する出資金」については、平成29年度秋のレビューにおいて「当年度に出資する確度がより高い案件に絞り、かつ、所要額を厳しく精査したうえで予算を計上すべき」と指摘されている。しかし、令和2年度においては歳出予算現額（当初予算+補正予算+前年度から繰越し、以下同義）969億円に対し、執行額が374億円となっており、歳出予算現額に係る執行率は38.6%と、平成29年度秋レビュー当時（同執行率36.0%）から状況は改善されていないため、当初予算を適正な水準に抑制すべきである。</p> <p>・資源開発事業のCO2対策等、低環境負荷型の研究開発等を行う「石油天然ガス開発や権益確保に資する技術開発等の促進事業」についても、令和2年度においては歳出予算現額43億円に対し、執行額が28億円となっており、歳出予算現額に係る執行率は65.3%と、足元、執行率が低い状況にある。そこで、当初予算を適正な水準に抑制すべきである。</p> <p>・なお、令和3年10月22日に閣議決定された第6次エネルギー基本計画によると、2050年カーボンニュートラル実現に向け、我が国のエネルギー構成は、再エネが大幅に増加する一方、化石燃料由来エネルギー（LNG・石炭・石油等）は相対的に低下する見込みである。こうした状況を踏まえ、経済産業省と（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下、JOGMEC）は、エネルギー対策予算の使い方などについて、見直しを検討すべきである。</p> <p>加えて、JOGMECの繰越欠損金は平成28年度末の約1,500億円から令和2年度末で約2,800億円と大幅に増加しており、抑制を図るように努めるべきである。なお、石油天然ガス等の安定供給のために必要なコストが繰越欠損金に一部含まれているということならば、そのコストにまつわる説明が求められる。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和4年10月21日）時点における進捗状況	備考
<p>・石油天然ガス等の探鉱・開発・資産買収等を行う民間企業に対するリスクマネー供給の支援を実施するための「石油天然ガス田の探鉱・資産買収等事業に対する出資金」については、平成29年度秋のレビューにおいて「当年度に出資する確度がより高い案件に絞り、かつ、所要額を厳しく精査したうえで予算を計上すべき」と指摘されている。</p> <p>しかし、令和2年度においては歳出予算現額（当初予算+補正予算+前年度から繰越し、以下同義）969億円に対し、執行額が374億円となっており、歳出予算現額に係る執行率は38.6%と、平成29年度秋レビュー当時（同執行率36.0%）から状況は改善されていないため、当初予算を適正な水準に抑制すべきである。</p>	<p>・令和4年度予算の政府原案の策定までに、石油天然ガスの上流開発企業や JOGMEC から出資対象プロジェクトの進捗状況と今後の計画に関する最新情報を収集し、資金需要を精査する。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>・上記の結果を、令和4年度予算の政府原案に加え、令和5年度予算の概算要求等にも反映させる。</p>	<p>・繰越額の見込みや、出資対象プロジェクトの実行確度と優先度を精査し、来年度の資金需要の見直しを行った。</p> <p>（令和5年度概算要求での改善状況）</p> <p>・令和5年度概算要求額では、JOGMEC 法改正により水素等・CCS 支援業務が新たに追加されること等も踏まえて、民間企業や JOGMEC から、出資候補プロジェクトの進捗状況と今後の計画に関する最新情報を収集し、これらの情報を基に、プロジェクトの実行確度を踏まえた優先度付けと資金需要の精査を行った結果、前年度予算額と比較して187億円増の575億円で概算要求を行っている。</p> <p>（参考）</p> <p>令和5年度概算要求額 575億円 （令和4年度予算額 388億円）</p>	
<p>・資源開発事業のCO2対策等、低環境負荷型の研究開発等を行う「石油天然ガス開発や権益確保に資する技術開発等の促進事業」についても、令和2年度においては歳出予算現額43億円に対し、執行額が28億円となっており、歳出予算現額に係る執行率は65.3%と、足元、執行率が低い状況にある。そこで、当初予算を適正な水準に抑制すべきである。</p>	<p>・令和4年度予算の政府原案の策定までに、JOGMEC から個々のプロジェクトの進捗状況や今後の見通しを確認し、これらを精査して案件に優先度をつける。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>・上記の結果を、令和4年度予算の政府原案に加</p>	<p>・繰越額の見込みや、対象プロジェクトの実行確度と優先度を精査し、来年度必要額の見直しを行った。</p> <p>（令和4年度予算の政府原案への反映状況）</p> <p>・個々のプロジェクトの進捗状況、見通しを確認して案件に優先度つけた結果、令和4年度予算の政府原案において36億円減額し、64億円とした。</p>	

	<p>え、令和5年度予算の概算要求等にも反映させる。</p>	<p>(令和5年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度予算の概算要求においては JOGMEC 法改正により水素、CCS 支援業務が新たに追加されることも踏まえて案件に優先度をつけた結果、前年度予算と比較して 47.4 億円増の 111.4 億円とした。なお、令和4年度予算の執行については御指摘を踏まえて着実に執行しているところであり、令和5年度予算の執行については業務追加を踏まえた執行体制の強化を実施する予定。 	
<ul style="list-style-type: none"> なお、令和3年10月22日に閣議決定された第6次エネルギー基本計画によると、2050年カーボンニュートラル実現に向け、我が国のエネルギー構成は、再エネが大幅に増加する一方、化石燃料由来エネルギー（LNG・石炭・石油等）は相対的に低下する見込みである。こうした状況を踏まえ、経済産業省と（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下、JOGMEC）は、エネルギー対策予算の使い方などについて、見直しを検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月22日に閣議決定されたエネルギー基本計画に基づき、カーボンニュートラルへの円滑な移行を進めるため、水素・アンモニア、CCS^(※)といった脱炭素燃料・技術の導入に向けた JOGMEC の機能強化の在り方を検討する。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の結果を、令和4年度予算の政府原案に加え、令和5年度予算の概算要求等にも反映させる。 <p>(※)「二酸化炭素回収・貯留」技術 (Carbon dioxide Capture and Storage)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 来年度出資対象プロジェクトの実行確度と優先度を精査し、来年度必要額の見直しを行った。 また、総合資源エネルギー調査会において、水素・アンモニア、CCS といった脱炭素燃料・技術の導入に向けて、JOGMEC の機能強化の方向性について検討を行った。 上記検討結果を踏まえ、本年5月に JOGMEC 法を改正し、JOGMEC が水素・アンモニアの製造や貯蔵、CCS 等へのリスクマネー支援を行うことができるようになった。 <p>(令和5年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記法改正の趣旨を踏まえ、令和5年度概算要求では、水素・アンモニア、CCS 等へのリスクマネー支援を含め、再エネ関連支援に重点化する方向で予算配分の見直しを行った。 	<p>エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)</p> <p>https://www.enec.ho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/</p> <p>総合資源エネルギー調査会(令和3年7月21日第46回)</p> <p>https://www.enec.ho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/</p>
<ul style="list-style-type: none"> 加えて、JOGMEC の繰越欠損金は平成28年度末の約1,500億円から令和2年度末で約2,800億円まで膨れ上がっており、抑制を図るよう努めるべきである。なお、石油天然ガス等の安定供給のために必要なコストが繰越欠損金に一部含まれているということならば、<u>そのコストにまつわる説明が求められる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、JOGMEC においてより適切な支援案件の採択審査・採択後の管理を行うため、現在試験導入中の「リスク・ベースド・アプローチ」の着実な実施、既存案件へのハンズオン支援の強化、担当職員への研修強化、既存案件のモニタリング強化等の取組を行っていく。 また、JOGMEC の繰越欠損金については、民間企業だけでは取れないリスクを JOGMEC が負担していることや、投資回収期間が長期にわたる資 	<ul style="list-style-type: none"> 各指摘事項に対して、左記の方針に基づく取組を着実に進めていくことを JOGMEC と確認した。 <p>(令和5年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> JOGMEC において、石油・天然ガス分野に関する出資細則及び債務保証細則の改定を行い、これまでに採択案件の管理にあたり試験導入していた「リスク・ベースド・アプローチ」の制度化を図ると共に、当該内容について民間企業への説明を実施する等、各指摘事項に対して、左記の方針に基づく取組を着実に進 	

	<p>源開発事業の性質等に鑑み、現行の中期目標期間より、将来の繰越欠損金の改善見通しを図るPDR指標（Profit Deficit Ratio）を用いて、リスクマネー供給業務に伴う繰越欠損金の水準と将来の解消見込みについて継続的な評価を行っている。今回の指摘を踏まえ、当該PDR指標を用いて、引き続き、繰越欠損金の状況と将来見通しに係る対外的な説明を丁寧に行っていくことで対応する。</p> <p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択案件の管理に関して、「リスク・ベースド・アプローチ」の実効性を高めるための方策を令和4年3月までに検討する。 ・繰越欠損金に係る対外的な説明の在り方について、引き続き、PDR指標等を用いた対外説明を行っていく。 	<p>めていくことをJOGMECと確認した。</p> <p>また、繰越欠損金に関する対外説明の取組みとして、令和4年度に公表したJOGMECの事業報告書で説明しているほか、繰越欠損金や将来利益見通しの増減要因の分析結果も踏まえて、令和3年度の業務実績評価を実施した。</p>	
--	---	---	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	インフラ老朽化対策（河川施設・海岸保全施設・港湾施設）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、地方公共団体等が作成した事業計画に基づき行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られることを目的とする重要な事業であり、この中で、自治体等が管理する河川・海岸・港湾施設についても、インフラ長寿命化計画の下で、交付金により老朽化対策（大規模な更新などを除く）の支援が行われてきた。 ・これらの自治体等が管理する河川・海岸・港湾施設については、建設後 50 年以上経過する施設の割合が増大するなど、インフラの老朽化は加速度的に進行していく見込みである。 ・そのため、老朽化対策への支援は重点的に行う必要があるところ、現在の交付金による支援では、配分時に行った優先順位付けに沿った事業への資金配分が必ずしも担保されていない。 ・よって、<u>河川・海岸・港湾施設のインフラ老朽化対策については、配分時に行った優先順位付けに沿った事業を確実に実施し、インフラ長寿命化計画を踏まえ、より集中的・計画的に老朽化対策を進めることができるよう、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討すべき。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和 4 年 10 月 21 日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、地方公共団体等が作成した事業計画に基づき行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られることを目的とする重要な事業であり、この中で、自治体等が管理する河川・海岸・港湾施設についても、インフラ長寿命化計画の下で、交付金により老朽化対策（大規模な更新などを除く）の支援が行われてきた。 ・これらの自治体等が管理する河川・海岸・港湾施設については、建設後 50 年以上経過する施設の割合が増大するなど、インフラの老朽化は加速度的に進行していく見込みである。 ・そのため、老朽化対策への支援は重点的に行う必要があるところ、現在の交付金による支援では、配分時に行った優先順位付けに沿った事業への資金配分が必ずしも担保されていない。 ・よって、<u>河川・海岸・港湾施設のインフラ老朽化対策については、配分時に行った優先順位付けに沿った事業を確実に実施し、インフラ長寿命化計画を踏まえ、より集中的・計画的に老朽化対策を進めることができるよう、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討すべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・海岸・港湾施設の老朽化対策については、防災・安全交付金により総合的・一体的に支援してきたところ。 ・老朽化対策をより集中的・計画的に支援するため、令和 4 年度予算において、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度当初予算において、インフラ長寿命化計画を踏まえ、個別施設計画の更新等や定期点検等により確認された更新が必要な施設への対策等、インフラ老朽化対策を集中的・計画的に支援する個別補助事業として「河川メンテナンス事業」「海岸メンテナンス事業」「港湾メンテナンス事業」を創設した。 <p style="text-align: center;">（令和 5 年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度概算要求において、インフラ長寿命化計画を踏まえ、個別施設計画に基づく老朽化対策をより一層推進するため、令和 4 年度に新規創設した「河川メンテナンス事業」「海岸メンテナンス事業」「港湾メンテナンス事業」について、地方公共団体を集中的・計画的に支援するための予算を要求。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	下水道事業（内水浸水対策、脱炭素化）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業については、地域の防災強化の観点から雨水処理対策を実施しているところであるが、気候変動の影響等により大雨等が頻発し、内水氾濫による浸水被害が発生するリスクが増大している昨今においては、大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水浸水対策をより促進する必要がある。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、バイオガス発電の導入等の温室効果ガス削減効果の高い先進的な創エネ事業や污泥焼却の高度化等による一酸化二窒素削減対策を通じて、下水道の脱炭素化の促進を図る必要がある。 ・これらの事業に対する支援については、自治体への交付金という形式を中心に行っているところ、例えば近年頻発する内水氾濫への迅速な対応ができていないなど、現在の交付金制度では限界がある。 ・そのため、<u>下水道事業の内水浸水対策、脱炭素化については、より集中的・計画的に内水浸水対策、脱炭素化を進めることができるよう、補助金による支援への更なる切替えを含め支援制度の在り方について検討すべき。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和4年10月21日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業については、地域の防災強化の観点から雨水処理対策を実施しているところであるが、気候変動の影響等により大雨等が頻発し、内水氾濫による浸水被害が発生するリスクが増大している昨今においては、大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水浸水対策をより促進する必要がある。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、バイオガス発電の導入等の温室効果ガス削減効果の高い先進的な創エネ事業や污泥焼却の高度化等による一酸化二窒素削減対策を通じて、下水道の脱炭素化の促進を図る必要がある。 ・これらの事業に対する支援については、自治体への交付金という形式を中心に行っているところ、例えば近年頻発する内水氾濫への迅速な対応ができていないなど、現在の交付金制度では限界がある。 ・そのため、<u>下水道事業の内水浸水対策、脱炭素化については、より集中的・計画的に内水浸水対策、脱炭素化を進めることができるよう、補助金による支援への更なる切替えを含め支援制度の在り方について検討すべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度には、下水道による大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水対策について、また令和2年度には、一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るための補助事業制度をそれぞれ創設するなど、下水道による浸水対策の集中的・重点的に支援制度を強化してきたところ。 ・内水氾濫への対策強化のため、令和4年度以降も継続的に補助事業制度への予算額の段階的拡充を図ることとする。 ・下水道事業からの温室効果ガス排出量の削減に向けて、令和4年度予算にて、温室効果ガス削減効果の高い創エネ事業等を集中的・優先的に支援するための個別補助制度を創設した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度当初予算において、内水浸水対策を支援する下水道防災事業費補助（個別補助金）を増額するとともに、令和3年度補正予算にも、同補助事業を計上。 ・令和4年度当初予算において、温室効果ガス削減効果の高い創エネ事業、一酸化二窒素（N₂O）対策事業を、集中的・優先的に支援する下水道脱炭素化推進事業（個別補助制度）を創設。 <p style="text-align: center;">（令和5年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度概算要求において、内水浸水対策を支援する下水道防災事業費補助（個別補助金）を増額要求。 ・令和5年度概算要求において、温室効果ガス削減効果の高い創エネ事業、一酸化二窒素（N₂O）対策事業を、集中的・優先的に支援する下水道脱炭素化推進事業（個別補助制度）を増額要求。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	国土交通省		
テーマ等	治水事業（河川・砂防）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・治水事業（河川・砂防事業）については、気候変動による災害の激甚化・頻発化に対応するため、河川管理者が主体となつて行う治水対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の考え方に基づき、ハード・ソフト一体となつた事前防災・減災対策を加速化させていく必要がある。 ・「流域治水」を踏まえた事前防災・減災対策への支援については重点的に行う必要があるところ、地方自治体が自由に使える交付金制度の下では、上記の取組を集中的・計画的に推進することが難しく、また、事前の計画に基づく事業の優先順位付けに沿った資金配分が必ずしも担保されていない。 ・そのため、治水事業（河川・砂防事業）における「流域治水」を踏まえた事前防災・減災対策については、配分時に行った優先順位付けに沿った事業を確実に実施し、より集中的・計画的に進めることができるよう、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討すべき。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和4年10月21日）時点における進捗状況	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・治水事業（河川・砂防事業）については、気候変動による災害の激甚化・頻発化に対応するため、河川管理者が主体となつて行う治水対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の考え方に基づき、ハード・ソフト一体となつた事前防災・減災対策を加速化させていく必要がある。 ・「流域治水」を踏まえた事前防災・減災対策への支援については重点的に行う必要があるところ、地方自治体が自由に使える交付金制度の下では、上記の取組を集中的・計画的に推進することが難しく、また、事前の計画に基づく事業の優先順位付けに沿った資金配分が必ずしも担保されていない。 ・そのため、治水事業（河川・砂防事業）における「流域治水」を踏まえた事前防災・減災対策については、配分時に行った優先順位付けに沿った事業を確実に実施し、より集中的・計画的に進めることができるよう、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで治水事業における流域治水対策については、防災・安全交付金により地域の防災・減災を実現するための「整備計画」に基づく河道掘削や砂防堰堤の整備等のほか、避難訓練等の効果促進事業を組み合わせ、地方公共団体の創意工夫を活かした流域治水対策を総合的・一体的に支援してきたところである。 ・今年度改正した特定都市河川浸水被害対策法等を踏まえ、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進するために、流域治水の取組をより一層加速化する必要がある。 ・流域治水対策をより集中的・計画的に支援するために、令和4年度予算において、個別補助事業の創設について検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度当初予算において、「流域治水」を踏まえた事前防災・減災対策について、今年度改正した特定都市河川浸水被害対策法等を踏まえ、浸水被害防止区域・貯留機能保全区域等の指定の方針を含む流域水害対策計画に基づき実施される河道掘削、排水機場の機能増強、二線堤の整備等を重点的に支援し、ハード・ソフト一体となつた事前防災・減災対策を計画的・集中的に進めるための個別補助事業として「特定都市河川浸水被害対策事業」を創設。また、林野庁と連携して作成した流域流木対策計画に位置付けられた流木捕捉施設を「大規模特定砂防等事業」の補助対象に追加。 <p style="text-align: center;">（令和5年度概算要求での改善状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度概算要求において、「流域治水」を踏まえたハード・ソフト一体となつた事前防災・減災対策をより一層加速化させるため、令和4年度に新規創設・拡充した「特定都市河川浸水被害対策事業」、「大規模特定砂防等事業」について、地方公共団体を計画的・集中的に支援するための予算を要求。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	環境省		
テーマ等	地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業		
指摘事項	<p>・本事業は令和4年度新規事業として要求されているものであり、<u>地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証、技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証、イノベーションの発掘及び社会実装の加速化に係る取組を実施するとともに、事業開始前から事業終了後に至るまで事業者の伴走型支援や評価・フォローアップ等の側面支援を実施するものである。</u></p> <p>・本事業の前身事業として「<u>C02排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業</u>」があったが、令和3年6月に公表された予算執行調査及び令和3年11月に行われた財政制度審議会歳出改革部会において、<u>本事業で採択された技術のうち、商品化に至った割合は24%にとどまっており、かつ商品化に至った事業に限っても、C02排出削減量で見た達成度は20%と、低調な状況となっている旨、指摘されているところ。</u></p> <p><u>上記の状況を踏まえ、本事業については、実用化につながり、かつ高いC02削減効果が期待できる技術を重点的に採択することとし、予算の重点化・効率化を図るよう努めるべきである。</u></p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	行政改革推進会議（令和4年10月21日）時点における進捗状況	備考
<p>・本事業は令和4年度新規事業として要求されているものであり、<u>地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証、技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証、イノベーションの発掘及び社会実装の加速化に係る取組を実施するとともに、事業開始前から事業終了後に至るまで事業者の伴走型支援や評価・フォローアップ等の側面支援を実施するものである。</u></p> <p>・本事業の前身事業として「<u>C02排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業</u>」があったが、令和3年6月に公表された予算執行調査及び令和3年11月に行われた財政制度審議会歳出改革部会において、<u>本事業で採択された技術のうち、商品化に至った割合は24%にとどまっており、かつ商品化に至った事業に限っても、C02排出削減量で見た達成度は20%と、低調な状況となっている旨、指摘されているところ。</u></p> <p><u>上記の状況を踏まえ、本事業については、実用化につながり、かつ高いC02削減効果が期待できる技術を重点的に採択することとし、予算の重点化・効率化を図るよう努めるべきである。</u></p>	<p>・商品化や実用化に繋げ、効果的な事業になるように採択時の審査、フォローアップ等に関する見直しを行う。</p> <p>・予算の重点化・効率化を行うため、令和4年度予算案については要求額から縮減する。</p>	<p>・公募時に、事業化の妥当性等を評価できる、投資・金融の実務経験のある外部委員を参画させるなど評価委員の構成を見直し、評価を行った。</p> <p>・社会実装（商品化）に至らない要因として、社内で事業化体制が構築できていない場合もあったことから、実施体制に事業部を参画させた。</p> <p>・開発日処ができてつある2年目（事業終了前年度）において、事業化計画書を策定し、3年目（事業終了年度）の中間評価において、評価委員の判断等により柔軟に計画の見直しを行うこととした。</p> <p>・中間評価において、事業継続の適否の判断だけではなく、良評価の課題については、原則3年である実施期間について、実施体制を拡充し最長5年までの延長を認める、製品化・事業化に非常に期待の高い追加的取組に対して追加予算措置を行うなどのインセンティブ付けを行うこととした。</p> <p>・一方で、低評価課題については中止するなど、適切な対応を実施することとした。</p> <p>・事後評価で助言する今後の課題については、対象とする顧客、販売戦略などを整理・具体化し、販売開始までに市場形成を行うことなどをメルクマールとして、商品化や実用化につながるような指摘を中心に行うこととし、フォローアップ調査の設問内容や方法についても、事後評価で受けた指摘・助言への対応状況等を中心に確認し、普及に当たっての阻害要因を分析する等の見直しを行うこととした。</p> <p>・終了課題も含めた採択事業者と、投資家や金融機関、小売事業者等を対象とした双方向的なマッチング会を企画・実施し、民間資金の誘引を促進することとした。</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度予算については上記の改善を踏まえ予算の重点化・効率化を行い、要求額から縮減した。(令和4年度予算：5,000百万円(対要求額：▲1,000百万円)) <p>(令和5年度概算要求での改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記を継続して実施し順次改善を図る。(令和5年度概算要求額：5,000百万円) 	
--	--	--	--